

図説・京都メカニズム 第2版

本資料は京都メカニズムについて、わかりやすく解説することを目的としています。そのため、国際交渉で合意された事項について全てについて記述しているものではありません。また、詳細な解釈、手続き面等について、国際交渉で未決定部分も残されております。このため、本資料は今後の国際交渉やルール策定の状況等に応じて適宜改訂されるものですのでご留意願います。なお詳細は、気候変動枠組条約の事務局のホームページ(<http://unfccc.int/>)に掲載されている、各種文書を参照してください。

【平成15年4月】

本資料の構成

1. 京都議定書とは

P1

2. 京都メカニズムとは

2-1. クリーン開発メカニズム(CDM) P4

2-2. 共同実施(JI) P5

2-3. 排出量取引 P6

3. CDMの活用

3-1. 全体の流れ P8

3-2. CDMの関連組織 P10

3-3. CDMプロジェクトの計画策定 P13

3-4. CDMプロジェクト実施前の有効化と登録の手順 P19

3-5. CDMプロジェクト実施後のCERの検証・認証・発行の手順 P20

3-6. CERの分配の手順 P21

3-7. 小規模CDMの簡易な手続き P22

3-8. 【参考】運営組織申請者の認定手続き P26

4. 共同実施(JI)の活用

4-1. 全体の流れ P29

4-2. JIの関連組織 P32

4-3. JIプロジェクトの計画策定 P34

4-4. 【第2トラック】JIプロジェクトの適格性決定の手順 P35

4-5. 【第2トラック】JIプロジェクトの排出削減量の決定の手順 P36

4-6. ERUの発行・移転の手順 P37

5. 排出量取引の活用

5-1. 全体の流れ P38

5-2. 約束期間リザーブ P39

6. 投資国としての日本のCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

P40

7. 京都メカニズム活用 に際しての留意事項

7-1. 京都メカニズムの参加資格 P42

7-2. 排出枠の獲得量・
発行量の上限 P43

7-3. 排出枠の繰越し制限 P44

7-4. 国が不遵守の場合の制限 P44

8. 排出枠の管理方法

8-1. 国別登録簿 P45

8-2. CDM登録簿 P47

8-3. 取引ログ P48

8-4. 排出枠の発行、獲得・移転、
償却、繰り越しの流れ P49

8-5. 【参考】吸収量の計上方法 P52

9. 京都メカニズムに関する今後の予定

P55

10. 用語

P56

本資料では、記載事項の内容の基となっている国連文書の文書名を略して表示しています。資料内の表示と正式文書名との対応については裏表紙を参照下さい。

1. 京都議定書とは

◆1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択

◆先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標(P3参照)を設定

先進国とは気候変動枠組条約の附属書 I (P3参照)に記載されている国であり、ロシア・東欧等(市場経済移行国)を含む

温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、SF₆の6種類を指定

数値目標は、2008～2012年の5年間(第1約束期間)に対して適用

- ☞ 基準年排出量と比べて、例えばEUは-8%、米国は-7%、日本は-6%
- ☞ 基準年排出量は1990年の温室効果ガスの排出量(HFCs、PFCs、SF₆については1995年の排出量としてもよい)
- ☞ 基準年排出量と数値目標から、初期割当量を計算
- ☞ 植林等の吸収源活動による二酸化炭素の吸収増大量については、排出枠として初期割当量に加えることが可能

◆国として数値目標を達成するための補足的な仕組みとして、市場原理を活用する京都メカニズム(3つ)を導入

共同実施
(JI: Joint Implementation)
<京都議定書 第6条>

クリーン開発メカニズム(CDM)
(Clean Development Mechanism)
<京都議定書 第12条>

排出量取引
(Emissions Trading)
<京都議定書 第17条>

◆国だけでなく、事業者も京都メカニズムに参加することが可能

☞参加するためには、京都メカニズムへの参加資格を満たすことが必要(P42参照)

参考: 温室効果係数(GWP: Global Warming Potential)

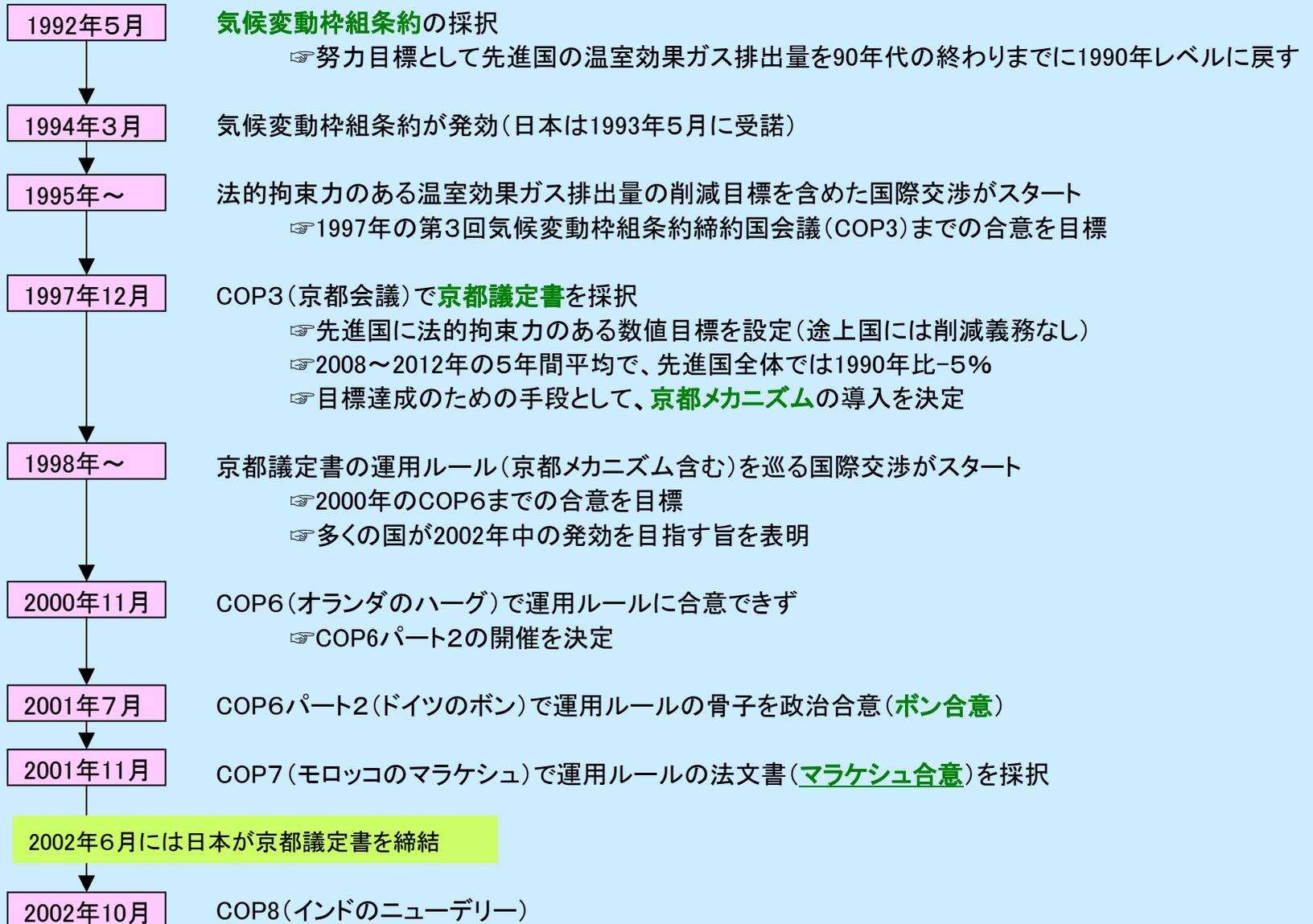
異なる温室効果ガスについては、GWPを用いて二酸化炭素排出量に換算する。メタンのGWPは21、一酸化二窒素は310、HFCsは140～11700、PFCsは6500～9200、SF₆は23900となっている。つまりメタン1tの排出は、二酸化炭素21tの排出に相当する。GWPは、第1約束期間については値が確定しているが、その後については最新の知見の獲得により変更される可能性がある。

参考: 日本の初期割当量[案/CMP1(7条4項) ANXパラ5(a),p57]

日本の基準年排出量は、1990年の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量と、1995年のHFCs、PFCs、SF₆の排出量を、GWPで換算した合計値として、12億3300万t(CO₂換算)となっている*。したがって、(12億3300万t)×(5年)×(94%)=57億9600万t-CO₂が、第1約束期間全体の初期割当量となる。ちなみに日本の2000年度の排出量は、基準年排出量比約8%の増加となっている。

*基準年排出量は最新の知見の獲得等により変更される可能性がある。

◆ 京都議定書に関する国際交渉の歴史



◆先進国(附属書 I 国)の数値目標は以下の通り

☞ EU加盟国については京都議定書上の数値目標は-8%であるが、各国の数値目標を再配分しており(京都議定書で認められている)、その値を掲載している

EU加盟国			市場経済移行国			左記以外の国		
国	数値目標	基準年排出量 [※]	国	数値目標	基準年排出量 [※]	国	数値目標	基準年排出量 [※]
ポルトガル	27.0%	65.1	ロシア	0%	3,040.3	アイスランド	10%	2.8
ギリシャ	25.0%	107.2	ウクライナ*	0%	919.2	オーストラリア	8%	424.0
スペイン	15.0%	288.7	ポーランド	-6%	565.3	ノルウェー	1%	52.0
アイルランド	13.0%	53.9	ルーマニア*	-8%	264.9	ニュージーランド	0%	73.2
スウェーデン	4.0%	70.7	チェコ	-8%	192.2	カナダ	-6%	607.2
フィンランド	0.0%	77.1	ブルガリア*	-8%	157.1	日本	-6%	1,233.0
フランス	0.0%	559.3	ハンガリー*	-6%	101.6	米国	-7%	6,135.6
オランダ	-6.0%	211.5	スロバキア	-8%	72.9	スイス	-8%	53.2
イタリア	-6.5%	521.1	リトアニア*	-8%	51.5	リヒテンシュタイン*	-8%	0.2
ベルギー	-7.5%	143.3	エストニア*	-8%	43.5	モナコ*	-8%	0.1
英国	-12.5%	745.5	ラトヴィア*	-8%	31.1			
オーストリア	-13.0%	77.6	スロベニア*	-8%	19.2			
デンマーク	-21.0%	69.7	クロアチア	-5%				
ドイツ	-21.0%	1,225.0						
ルクセンブルク*	-28.0%	13.4						
EU全体	-8.0%	4,225.1						

※各国の基準年排出量(単位:百万t-CO₂)は、量的イメージを提供するために、気候変動枠組条約事務局が公開している排出量のデータから試算したものであり、正式な値ではない。代替フロン等3ガスの基準年は1990年と1995年の多い方としている。*印の国についてはHFCs、PFCs、SF₆の排出量が不明。二酸化炭素等の排出量について1990年以外の年を基準年としている市場経済移行国は、ブルガリア(1988)、ハンガリー(1985-87平均)、ポーランド(1988)、ルーマニア(1989)、スロベニア(1986)。

なお、クロアチア、スロベニア、リヒテンシュタイン、モナコについては、議定書附属書B国として削減目標があるが、条約附属書 I 国ではない。

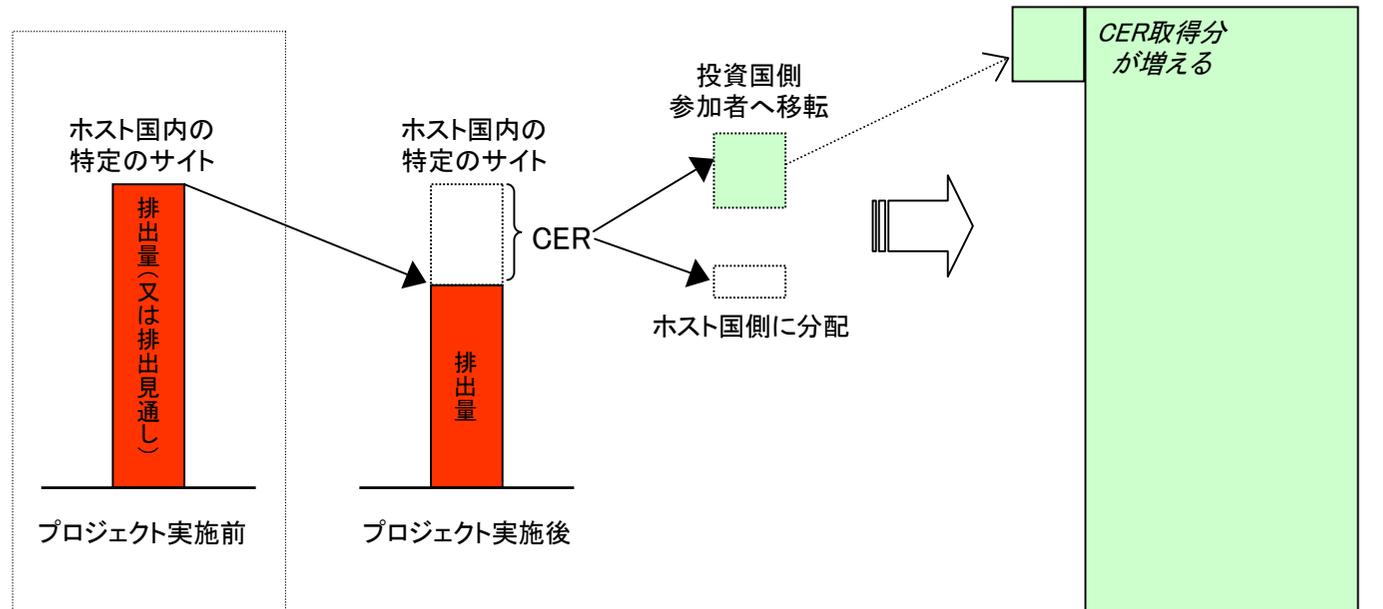
◆中国、インド、ブラジル等の途上国(非附属書 I 国)には、数値目標はない

2. 京都メカニズムとは

2-1. クリーン開発メカニズム(CDM)

- ◆ 温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国が協力して、数値目標が設定されていない途上国内において排出削減(又は吸収増大)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づきクレジットを発行した上で、そのクレジットをプロジェクト参加者間で分け合うこと
 - ☞ クレジットは、排出枠として活用が可能
 - ☞ CDMで発行されるクレジットをCER(Certified Emission Reduction)と呼ぶ[案/CMP1(12条) ANXパラ1(b), p26]
 - ☞ 実際にプロジェクトが行われる国をホスト国、当該プロジェクトの実施に対して協力する国を投資国と呼ぶ
- ◆ 結果として、先進国の総排出枠の量が増大する
 - ☞ クレジット発行に際して、審査が厳格
- ◆ 京都メカニズムの中で、唯一、京都議定書の第1約束期間が始まる前にクレジットの取得が可能(2000年から)(P14参照)

ホスト国(途上国)には総排出枠がない

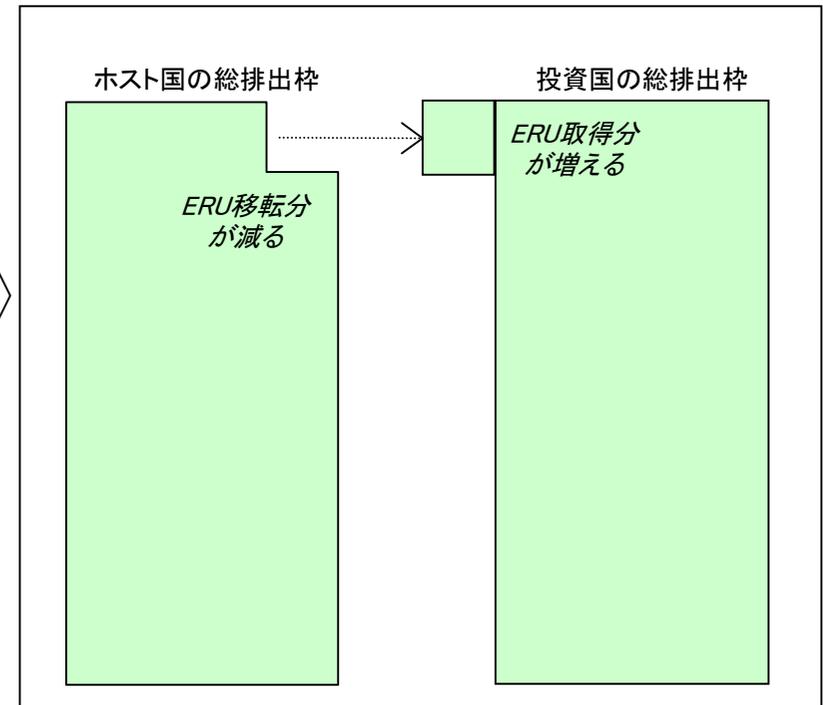
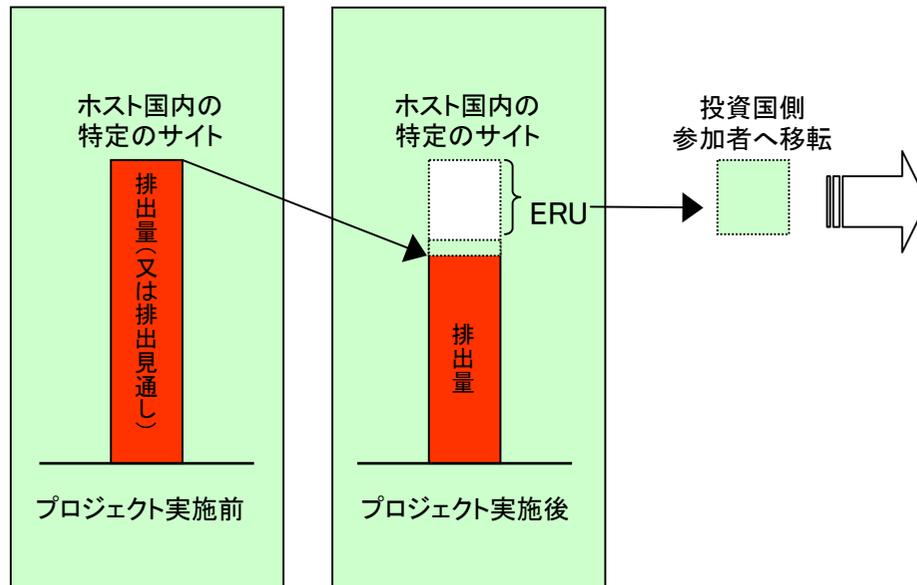


2-2. 共同実施 (JI)

- ◆ 温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づきクレジットを発行した上で、そのクレジットを投資国側のプロジェクト参加者に移転すること
 - ☞ クレジットは、排出枠として活用が可能
 - ☞ 共同実施で発行されるクレジットをERU (Emission Reduction Unit)と呼ぶ[案/CMP1(6条) ANXパラ1(a), p8]
 - ☞ 実際にプロジェクトが行われる国をホスト国、当該プロジェクトの実施に対して協力する国を投資国と呼ぶ
- ◆ 結果として、数値目標が設定されている(総排出枠が設定されている)先進国間での排出枠の取得・移転になるため、先進国全体としての総排出枠の量は変わらない

ホスト国・投資国(共に先進国)の総排出枠の合計は変わらない

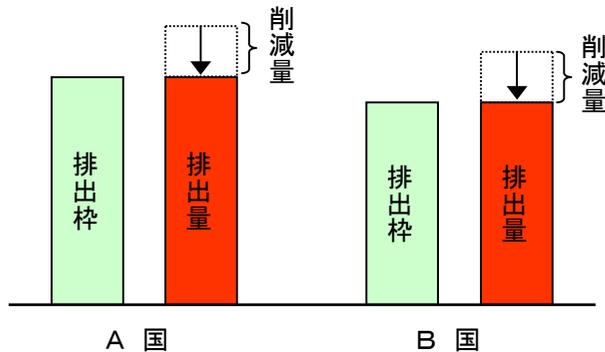
ホスト国(先進国)の総排出枠 ホスト国(先進国)の総排出枠



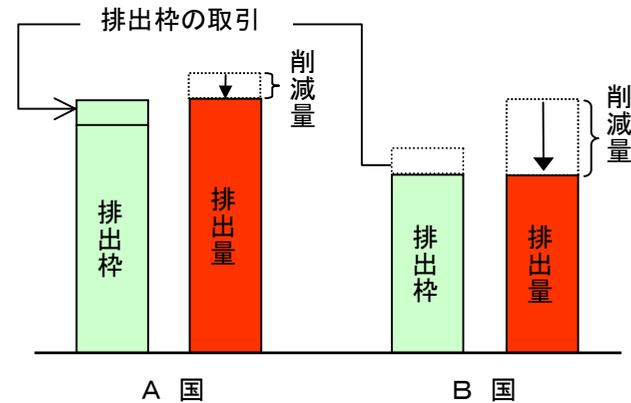
2-3. 排出量取引

- ◆ 温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国間で、排出枠の取得・移転(取引)を認めるもの
 - ☞ 先進国合計の総排出枠の量は変わらない
- ◆ 市場メカニズムにより、目標達成のための全体費用を低下させることが可能となる(下図参照)

排出量取引がない場合



排出量取引がある場合



(例)

	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	-	-	-
取引後・総排出枠	10	8	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	2	2	4
削減対策単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$400	\$200	\$600
排出枠取引費用	-	-	-
目標達成費用	\$400	\$200	\$600

	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	1	-1	0
取引後・総排出枠	11	7	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	1	3	4
削減対策単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$200	\$300	\$500
排出枠取引費用	150	-150	0
目標達成費用	\$350	\$150	\$500

(注) B国はA国に排出枠1単位を\$150で販売するとした。ただし、取引のために必要なコストは考慮していない。

- ◆ 排出量取引で取得・移転が行えるものは、以下の4つ
 - ☞ 割当量単位(基準年排出量と数値目標から算定される初期割当量の一部)
 - ☞ AAU(Assigned Amount Unit)と呼ぶ[案/CMP1(17条) ANXハﾟﾗ1(c), p52]
 - ☞ (先進国における)吸収源活動(P52参照)による吸収量
 - ☞ RMU(Removal Unit)と呼ぶ[案/CMP1(17条) ANXハﾟﾗ1(d), p52]
 - ☞ 共同実施で発行されるクレジットであるERU(Emission Reduction Unit)
 - ☞ CDMで発行されるクレジットであるCER(Certified Emission Reduction)
- ◆ 排出枠(クレジット)の最小取引単位は、1t-CO₂
- ◆ 国としての温室効果ガス排出量の上限である総排出枠は、保有している「AAU+RMU+ERU+CER」

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{国としての} \\ \text{総排出枠} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{割当量単位} \\ \text{(AAU)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{吸収量} \\ \text{(RMU)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{排出量取引による排出枠} \\ \text{(AAU、ERU、CER、RMU)} \\ \text{の取得・移転分} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{共同実施及びCDMで} \\ \text{発行されたクレジットの} \\ \text{取得分(ERU、CER)} \\ \hline \end{array}$$

- ☞ AAU、RMU、ERU、CERは、排出枠として取引可能であるため、第1約束期間の国としての総排出枠は増減する
- ◆ 第1約束期間の調整期間末(P51参照)において、「総排出量」<「総排出枠」であった場合、その差分については基本的に次期約束期間に繰り越し(carry over)が行える[案/CMP1(7条4項)ANXハﾟﾗ15,p61] [案/CMP1(7条4項)ANXハﾟﾗ36,p64]
- ☞ ただし、いくつかの制限がある(P44参照)

参考: ERUとAAU・RMUの関係

共同実施で発行されるクレジットであるERUは、ホスト国の保有しているAAU又はRMUが転換されて発行される。(ERU発行に応じた量のAAU又はRMUが減少する、P37参照)。

参考: RMU

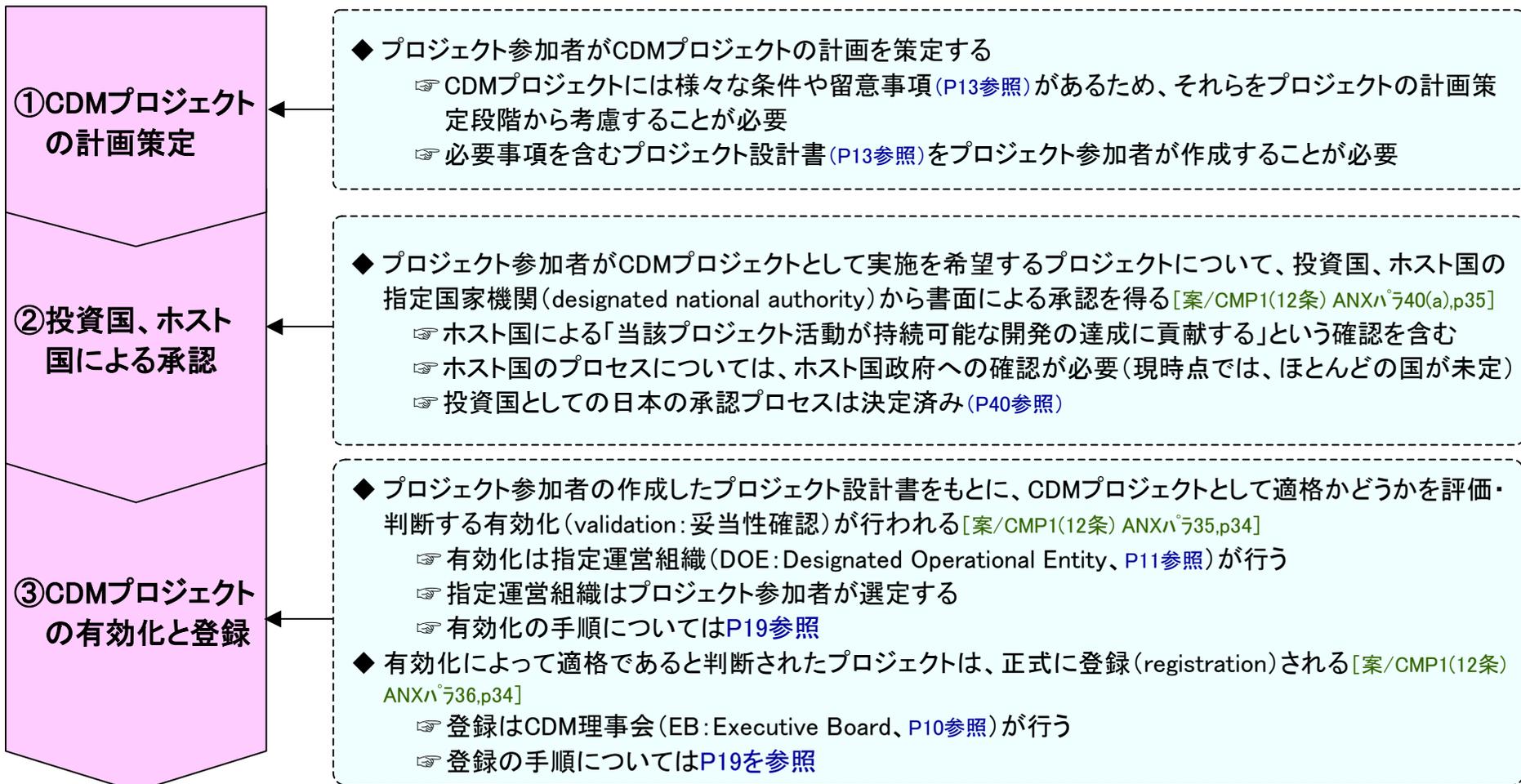
京都議定書では、植林等の吸収源活動による二酸化炭素の吸収量についてRMUを発行する。ただし、RMU発行量については様々な条件※や上限(P43,53参照)がある。

※吸収量の計算方法の詳細については、まだ国際交渉中である。

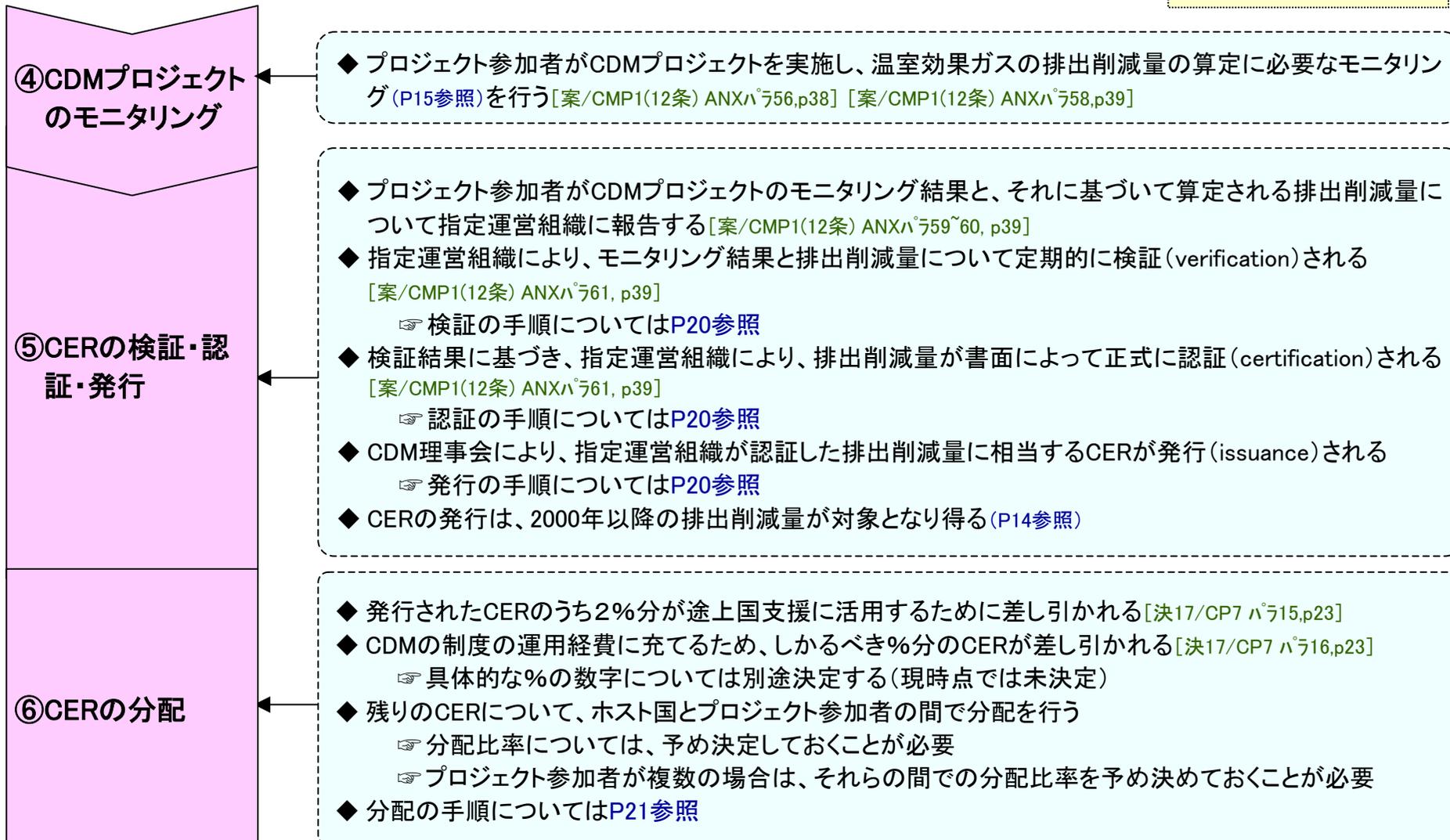
3. CDMの活用

3-1. 全体の流れ

事業者等が投資国のCDMプロジェクト参加者として、途上国内において排出削減(又は吸収増大)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づくクレジットであるCER(Certified Emission Reduction)を取得するまでの手順は、以下のようになる。(ただし吸収量増大プロジェクトの定義、詳細な手続きについては、COP9(2003年12月に開催)で決定する予定[決11/CP7 パラ52(e), Ad1-p54])



CDMプロジェクトの実施



参考：CDMの各種ルールの見直し[決17/CP7 ハ[°]19,p23][案/CMP1(12条) ハ[°]4,p25]

☞ CDMの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく

☞ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う

☞ 見直しは、CDM理事会(P10参照)、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う

☞ 各種ルールの見直しは、既に登録しているCDMプロジェクトに対しては影響しない

3-2. CDMの関連組織

COP/MOP※(京都議定書の締約国会議)

※COPはConference of the Partiesの略、MOPはMeeting of the Partiesの略

- ◆ 京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、CDMの実施に関しては、以下のような権限がある[案/CMP1(12条) ANXパ^ラ2⁷~4,p26]
 - ☞ CDM全般のガイダンスを与える
 - ☞ CDM理事会(EB:Executive Board)の提言に基づいてCDMの手続き、その他必要事項について決定する
 - ☞ CDM理事会が認定した組織を指定運営組織(DOE:Designated Operational Entity)に指定する
 - ☞ CDMプロジェクトや指定運営組織の地理的分布について検討する 等
- ◆ 京都議定書発効後に第1回のCOP/MOPが開催されるまでは、気候変動枠組条約のCOPが役割を代行する[決17/CP7 パ^ラ2,p21]

CDM理事会(EB:Executive Board)

- ◆ CDMプロジェクトの実質的な管理・監督機関で、主に以下のような機能がある[案/CMP1(12条) ANXパ^ラ5,p27]
 - ☞ CDMの手続き、その他必要な事項について、COP/MOPに勧告を行う
 - ☞ ベースライン(P14参照)設定、排出量のモニタリング(P15参照)、プロジェクトの境界(P15参照)設定等について新たな方法を承認する
 - ☞ 認定基準(P11参照)に従って、指定運営組織(Designated Operational Entity)の認定(accreditation)・認定の一時停止・認定の取消・再認定・認定基準の見直し・COP/MOPへの勧告を行う
 - ☞ 指定運営組織の認定については3年毎に更新審査を行う[案/CMP1(12条) ANXパ^ラ20(d),p30]
 - ☞ CDMへの投資促進のために必要な情報について公開する
 - ☞ (法律で認められている)企業秘密に関する事項は除く
 - ☞ CDM登録簿(P47参照)の開発・整備
 - ☞ CDMプロジェクトを正式に登録(registration)する[案/CMP1(12条) ANXパ^ラ36,p34]
 - ☞ 指定運営組織が認証した排出削減量に相当するCER(Certified Emission Reduction)を発行(issuance)する[案/CMP1(12条) ANXパ^ラ66,p40] 他
- ◆ 2001年11月に第1回CDM理事会が開催され(COP7と並行開催)、その後1~2ヶ月おきに開催されている
- ◆ CDM理事会の活動、及びCDMに関する公開情報については、インターネット【<http://unfccc.int/cdm/>】も参照

参考:CDM理事会の構成

[案/CMP1(12条) ANXパ^ラ7⁹,p28]

- ☞ 委員は10名(国連定義の5地域代表の5名、附属書I国2名、非附属書I国2名、島嶼国1名)
 - ☞ 10名のうち附属書I国から4名、非附属書I国から6名
- ☞ 委員の任期は2年(立ち上げ期は5名が3年、残り5名は2年が任期)、任期は最大2期まで
- ☞ 毎年、委員の中から議長、副議長を選ぶ
- ☞ 議長と副議長は、附属書I国から1人、非附属書I国から1人とする[案/CMP1(12条) ANXパ^ラ12,p30]
- ☞ 議長と副議長は、毎年、附属書I国の委員と非附属書I国の委員とが交替で就任する
- ☞ COP/MOPはそれぞれの委員代理も選出しておく
- ☞ 京都議定書発効後は議定書を批准していない国からは委員になれない[決17/CP7 パ^ラ3(b),p21]
- ☞ 日本から、経済産業研究所理事長の岡松壯三郎氏が委員に就任している(任期3年)

参考:CDM理事会の開催・議決

[案/CMP1(12条) ANXパ^ラ13¹⁶,p30]

- ☞ 年に3回以上会合を開催
- ☞ 定足数は、附属書I国から3名以上、非附属書I国から4名以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定
- ☞ CDM理事会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能

指定運営組織 (DOE: Designated Operational Entity)

- ◆ CDMプロジェクトの実務上の審査機関で、主に以下のような機能がある[案/CMP1(12条) ANXハ^o27,p31]
 - ☞ プロジェクト参加者の作成したプロジェクト設計書をもとに、CDMプロジェクトとして適格かどうかを評価・判断する有効化(validation)を行い、CDM理事会に対し登録(registration)申請をする
 - ☞ 登録されたCDMプロジェクトによる排出削減量を、検証(verification)し、正式に認証(certification)する
 - ⇒ 1つのCDMプロジェクトに関する「有効化」と「検証・認証」は、原則として別の指定運営組織が行う(CDM理事会が認めた場合は同じ指定運営組織でも可)
 - ☞ CDM理事会からの求めに応じ、CDMプロジェクトの実施者から得た情報を(企業秘密を除き)公開する
 - ⇒ ベースライン(P14参照)の設定方法やプロジェクトの環境影響評価結果については企業秘密とは見なされない[案/CMP1(12条) ANXハ^o26,p28]
- ◆ 指定運営組織は、CDM理事会による認定(accreditation)を受け、COP/MOP(京都議定書の締約国会議)から指定(designation)を受けることで、CDMに関する業務を行える
 - ☞ 指定運営組織として認定されるためには、主に以下のような基準がある[案/CMP1(12条)ANX APX-Aハ^o1~2,p41]
 - ⇒ 法人(国際機関含む)であること
 - ⇒ 指定運営組織として、十分な人材、資金的安定性、専門能力、経営体制等を有していること
 - ⇒ 信頼性、独立性、公平性、透明性を確保できること 他
 - ☞ 指定運営組織のリストは、CDM理事会によって公開される(www.unfccc.int/cdm等)[案/CMP1(12条) ANXハ^o20(c),p30]
 - ☞ 指定運営組織は、3年毎にCDM理事会による更新審査を受ける[案/CMP1(12条) ANXハ^o20(d),p30]
- ◆ あるCDMプロジェクトについてプロジェクト参加者が指定運営組織を選定する場合、当該機関が、当該プロジェクトと利害関係がないことを証明することが必要[案/CMP1(12条) ANXハ^o27(d),p32]
 - ☞ 指定運営組織が大きな組織の1部門であって、他の部門がCDMプロジェクトの資金調達や開発等に関与していたとしても、それらの部門同士で利害関係がないことを証明できれば可[案/CMP1(12条)ANX APX-Aハ^o2(a)(ii),p42]
- ◆ 指定運営組織の認定に関する詳細な手続きについては、P26~28参照

参考: 指定運営組織の指定取消 [案/CMP1(12条) ANXハ^o21,p31] (CDMプロジェクトへの影響についてはP21参照)

- ☞ CDM理事会による指定運営組織の更新審査(3年毎)の結果、認定基準を満たしていないと判断した場合、CDM理事会はCOP/MOPに当該指定運営組織の指定の一時停止・取消を勧告する(勧告内容は公表される)
 - ⇒ 勧告の前に、当該指定運営組織に対し、聴聞の機会が与えられる
- ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、それは暫定的な効力を持ち、その時点で当該指定運営組織は指定が一時的に停止される
- ☞ COP/MOPが最終決定し、その内容は公表される
 - ⇒ 最終決定の結果、認定基準を満たしていると判断された場合、一時的に停止されていた指定が回復されると考えられる

- ◆ CDM理事会は、その役割を果たしていく上で、専門家からなる委員会、パネル、ワーキンググループ等を設置できる[案/CMP1(12条) ANXハ¹ r18,p30]ことになっており、これまでに3つのパネルが設置されている(<http://unfccc.int/cdm/ebpanels.html>参照)

CDM[運営組織]認定パネル(CDM-AP: CDM accreditation panel)

- ◆ 委任事項は、運営組織(OE:Operational Entity)の認定(accreditation)(P11参照)、認定の一時停止、認定取消、再認定について、CDM理事会に答申すること
 - ☞ なお運営組織の実際の審査についてはCDM[運営組織]評価チーム(CDM-AT: CDM assessment team)(P26参照)を設置し、CDM-APの指導の下で、詳細な評価を行う
- ◆ CDM理事会メンバーが就任する議長・副議長、及び公募により選抜された5人で構成されている
 - ☞ パネルのメンバーの任期は1年半で、最高で2期3年
 - ☞ 現在、日本からは財団法人日本適合性認定協会の大坪孝至氏がメンバーとなっている
- ◆ 2002年8月以降、1～2ヶ月おきに開催されており、既に運営組織の認定プロセスを開始している(P26～28参照)

小規模CDMパネル(SSCパネル: Panel to recommend draft simplified modalities and procedures for small-scale CDM project)

- ◆ 委任事項は、小規模CDMプロジェクト(P13参照)の具体的な「簡易な手続き」案を作成しCDM理事会に答申すること
 - ☞ 具体的には、「簡易な手続き」を適用するプロジェクトの範囲、複数の小規模なプロジェクトを一括化する(バンドリング)の可能性、ベースライン設定・モニタリング方法の簡素化、一連の手順の簡素化等
- ◆ CDM理事会メンバーが就任する議長・副議長、及び公募により選抜された10人で構成されている
 - ☞ パネルの活動期間は4ヶ月で、メンバーは固定
 - ☞ 日本から財団法人電力中央研究所の杉山大志氏がメンバーとなっている
- ◆ 2002年中に3回開催されており、2002年8月の第5回CDM理事会に対して、「小規模CDMプロジェクトの具体的な簡易な手続き」案について、答申済み(P22参照)

ベースライン・モニタリング方法開発パネル(Methパネル: Panel on guidelines for methodologies for baseline and monitoring plans)

- ◆ 委任事項は、プロジェクト設計書(P13参照)、ベースライン設定(P14参照)やモニタリング方法(P15参照)等について案を作成して、CDM理事会に答申すること
- ◆ CDM理事会メンバーが就任する議長・副議長、及び公募により選抜された10人で構成されている
- ◆ 既に、プロジェクト設計書記入項目(P17～18参照)、プロジェクト設計書の用語解説、小規模CDMのプロジェクト設計書の記入項目(P25参照)、小規模CDMプロジェクト用の簡易化されたベースライン設定方法、等について答申済み

CDM
理事会

委任

3-3. CDMプロジェクトの計画策定

◆ CDMプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要

- ☞ CDMプロジェクトとして認められるためには、当該プロジェクトがホスト国の「持続可能な開発に貢献する」ことが必要
 - ⇨ 当該プロジェクトが「持続可能な開発に貢献する」かどうかについては、ホスト国が判断[決17/CP7 前文,p20]
- ☞ そのCDMプロジェクトがなかったとした場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減をもたらすことが必要 [案/CMP1(12条) ANXハ⁴43,p36]
- ☞ 原子力施設から生じたクレジットについては、国の数値目標の達成に活用することは控える[決17/CP7 前文,p20]
- ☞ 吸収量増大プロジェクトの場合は、第1約束期間については新規植林・再植林プロジェクトに限定[決17/CP7 パ⁷(a),p22]
 - ⇨ 森林経営、農地管理、放牧地管理、植生回復(3条4項、P52参照)のプロジェクトは対象とはならない
 - ⇨ CDMとしての吸収量増大プロジェクトの定義、詳細な手続きについては、COP9(2003年12月開催)で決定する予定 [決17/CP7 パ¹⁰(b),p22]
- ☞ 公的資金を活用する場合、その資金はODA(政府開発援助)の流用であってはならない[決17/CP7 前文,p20]

◆ 途上国(非附属書I国)がCDMプロジェクトのホスト国となるためには、京都議定書を批准し、CDMを担当する政府機関を指定していることが必要[案/CMP1(12条) ANXハ²⁹~30,p32]

◆ CDMプロジェクトとして有効化、登録されるためには以下の項目を含むプロジェクト設計書(P14~18参照)を作成することが必要

[案/CMP1(12条)ANX APX-Bハ²,p43]

- ①プロジェクトの目的、概要、境界(P15参照)
- ②ベースライン(プロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量の予測)の設定方法(P14参照)
- ③プロジェクトの実施期間、クレジット取得期間(P14参照)
- ④プロジェクトによる人為的な温室効果ガスの排出削減量についての説明
- ⑤環境に対する影響分析(必要に応じて環境影響評価結果)(P16参照)
- ⑥公的資金の活用に関する情報、公的資金がODAの流用でないことについての確認書(P16参照)
- ⑦利害関係者からのコメント、それらへの対応の報告(P16参照)
- ⑧モニタリング計画(P15参照)
- ⑨人為的な温室効果ガスの排出削減量の算出
- ⑩参考資料

◆ 小規模なCDMプロジェクト(以下の3つ)については、有効化からCERの検証・認証・発行等について簡易な手続きが適用される[決17/CP7 パ⁶(c),p21]

- ☞ 再生可能エネルギープロジェクト
 - ⇨ 最大出力が1万5000kW(又は同量相当分)まで
- ☞ 省エネルギープロジェクト
 - ⇨ エネルギー供給又は需要サイドにおける年間の削減エネルギー消費量が1500万kWh(又は同量相当分)まで
- ☞ 人為的な排出量を削減するプロジェクト
 - ⇨ 排出量が二酸化炭素換算で年間1万5000t未満

◆ 具体的な「簡易な手続き」については、一部を除きCOP8で決定されている(P22~25参照)

◆ 小規模プロジェクトの定義、簡易な手続きは、CDM理事会によって見直され、必要に応じてCOP/MOPに勧告を行う

[案/CMP1(12条)パ³,p25]

プロジェクト設計書(P13参照)の主な項目(1)

ベースラインの設定

- ◆ ベースラインとは、CDMプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量の予測シナリオ[案/CMP1(12条) ANXハ⁴44,p36]
- ◆ ベースラインの設定に際しては、以下のようなことが必要[案/CMP1(12条) ANXハ⁴45,p36]
 - ☞ CDM理事会によって承認されている方法であること
 - ⇒ 新たな方法を採用する場合にはP16参照
 - ☞ ベースラインの設定を、手法・前提・方法・変数・データ出所・重要な要因・追加性の選択について、不確実性を考慮に入れつつ、透明性のある保守的なものとする
 - ☞ 個別のプロジェクト毎に設定すること
 - ☞ ホスト国の政策・状況(例:産業政策、エネルギー事情、発電所立地計画、経済状況等)を考慮すること
 - ☞ ベースライン設定の方法については、以下の中から最も適切なものを選択すること[案/CMP1(12条) ANXハ⁴48,p37]
 - ⇒ 適用可能な場合、現在の実際の排出量又は過去の排出量
 - ⇒ 投資障壁を考慮した上で、経済合理的な技術を採用した場合の排出量
 - ⇒ 過去5年に、同様の社会・経済・環境・技術条件下で実施された類似のプロジェクト(効率が同じ分野で上位20%に入っていること)からの平均排出量
 - ☞ 小規模CDMプロジェクト(P13参照)については簡易な手続きをとる
- ◆ 具体的なベースラインの設定については、CDM理事会によって設置された「ベースライン・モニタリング方法開発パネル(P12参照)」において専門家が検討を行っている

クレジット期間

- ◆ クレジット期間とは、CDMプロジェクトからの排出削減量に基づくクレジットであるCERを取得できる期間の上限(以下の2つから選択する)
 - [決17/CP7 ハ⁴12,p23][案/CMP1(12条) ANXハ⁴49,p37]
 - ☞ 7年間(最大2回更新可能:最長21年間)
 - ⇒ 更新の際に指定運営組織が、既存のベースラインの設定の有効性、又は適用可能な新たなデータに基づく再設定について判断し、CDM理事会に通知することが条件
 - ☞ 10年間(更新なし)

クレジット期間の遡及性について[決17/CP7 ハ⁴13,p23]

- ☞ CDMは第1約束期間が始まる2008年より前からクレジット(CER)の取得が可能
 - ⇒ 2000年以降の排出削減量が対象
- ☞ CDMプロジェクトとしての登録日以降がクレジット期間となる
- ☞ 2000年以降、2001年11月9日までに開始されたプロジェクトについては、2005年末までにCDM理事会に対し登録申請が行われれば、CDMプロジェクトとして登録される資格がある
 - ⇒ この場合のクレジット期間の始まりは2000年以降
 - ⇒ 「開始」の定義は、プロジェクトの実施・建設・実際の行動を開始した日[EB7報告 ANX-4]

プロジェクト設計書(P13参照)の主な項目(2)

モニタリング計画

- ◆ モニタリングとは、実施したCDMプロジェクトからの実際の温室効果ガス排出量を把握すること
- ◆ 把握した実排出量と、設定したベースライン排出量とを比較して、排出削減量を算出する[案/CMP1(12条) ANXハ^o759,p39]
- ◆ モニタリング計画は、CDM理事会によって承認されている方法であることが必要[案/CMP1(12条) ANXハ^o754~55,p38]
 - ☞ 新たな方法を採用する場合にはP16参照
 - ☞ 小規模なCDMプロジェクトについては簡易な手続きが適用される(P22~25参照)
- ◆ モニタリング計画には以下のような事項が含まれていることが必要[案/CMP1(12条) ANXハ^o753,p38]
 - ☞ クレジット期間におけるプロジェクト境界内の、温室効果ガス排出量の計測・推計、及びベースライン排出量を設定するために必要な全ての関連データの収集・保管
 - ☞ リークエージ効果によって、クレジット期間においてプロジェクト境界外で増加する全ての温室効果ガス排出源(顕著かつプロジェクトの実施に起因するものに限る)の特定と、それらの排出量データの収集・保管
 - ☞ 環境影響分析・評価に関する情報の収集・保管
 - ☞ モニタリング・プロセスの品質保証、品質管理のための手続き
 - ☞ CDMプロジェクトによる排出削減量の定期的な算出や、リークエージ効果の把握のための手続き
- ◆ 具体的なモニタリングの方法論はCDM理事会によって設置された「ベースライン・モニタリング方法開発パネル(P12参照)」において専門家が検討を行っている

プロジェクトの境界(boundary)

- ◆ プロジェクトの境界とは、CDMプロジェクト参加者の管理下にあつて、顕著で、当該プロジェクトの実施に起因する、全ての人為的な温室効果ガス排出源
[案/CMP1(12条) ANXハ^o752,p37]

リークエージ

- ☞ リークエージとは、当該CDMプロジェクトの実施により生じる、プロジェクト境界外での温室効果ガス排出量の純変化[案/CMP1(12条) ANXハ^o751,p37]
 - ☞ 当該プロジェクトの実施に起因し、計測可能なもの
 - ☞ 例: バイオマス発電プロジェクトの実施によって、燃料の自動車輸送量が増加した場合
- ☞ リークエージによる排出増加量は、プロジェクト境界内の排出削減量から差し引かれる[案/CMP1(12条) ANXハ^o750,p37]
- ☞ 「起因する」「計測可能」の定義、程度については、特定されていない

プロジェクト設計書(P13参照)の主な項目(3)

環境影響分析(又は環境影響評価)

- ◆ プロジェクト設計書には、プロジェクト実施に伴う、プロジェクト境界内外に対する環境への影響分析の結果を記載することが必要
- ◆ プロジェクト参加者又はホスト国が、環境への影響が大きいと判断した場合には、環境影響評価(環境アセスメント)を実施することが必要
- ◆ 「影響が大きい」の判断基準、「環境影響分析」の具体的内容は、特定されていない
- ◆ 「環境影響評価」の手続き等については、ホスト国の国内制度に従う
[案/CMP1(12条) ANXハ^o37(c), p34]

利害関係者からのコメント

- ◆ プロジェクト設計書には、地元の利害関係者からのコメント、及びそれらに対する対応結果について記載することが必要[案/CMP1(12条) ANXハ^o37(b), p34]
 - ☞ 利害関係者とは、プロジェクトの実施によって影響を受ける(又は受ける可能性のある)個人、団体、地域社会等のこと
- ◆ 「利害関係者」とは、CDMプロジェクトによって影響を受ける(又は受けると考えられる)個人、グループ、地域社会等とされているが、特定されていない
[案/CMP1(12条) ANXハ^o1(e), p26]
- ◆ コメントの受付に関する具体的な手続きについては、特定されていない

公的資金の活用に関する情報

- ◆ プロジェクト設計書には、附属書 I 国からの公的資金の活用に関する情報を記載することが必要
 - ☞ プロジェクトが公的資金を活用している場合、「その資金がODAの流用(diversion)ではない」という、附属書 I 国の確認書を添付することが必要

参考: ベースライン設定・モニタリング方法に対する新たな方法の採用、既存方法の改訂について[案/CMP1(12条) ANXハ^o38~39, p35]

- ☞ ベースライン設定・モニタリング方法について、CDM理事会によって承認されていない、新たな方法又は既存方法を改訂して採用しようとする場合は、CDMプロジェクトとして登録申請する前に、指定運営組織がその方法についてプロジェクト設計書案と共に、CDM理事会に提出して審査を受けることが必要
 - ☞ CDM理事会へ提出すべきかどうかの判断及び提出は、指定運営組織が行う
- ☞ CDM理事会は、可能であれば次回会合にて、また長くても4ヶ月以内に審査を行う
 - ☞ 承認されれば、その方法が公開され、今後採用することができる
- ☞ CDM理事会に承認された方法であっても、COP/MOPが見直しの要請を行った場合、当該方法は今後採用することができなくなる
 - ☞ ただし、見直し日以前に既に当該方法によって登録されたCDMプロジェクトについては、そのクレジット期間中は影響しない
- ☞ 既に実施されているCDMプロジェクトのモニタリング計画を変更する場合には、プロジェクト参加者が、変更によってデータの正確性、完全性が高まることを実証し、指定運営組織の有効化を受けることが必要[案/CMP1(12条) ANXハ^o57, p38]

CDMのプロジェクト設計書の記入項目の概要(1)

◆ プロジェクト設計書の具体的な記入項目の概要は以下のようにになっている(2002年8月29日発表のバージョン01に基づく)

A. プロジェクト活動の概要

- | |
|---|
| A. 1. プロジェクト活動の名称 |
| A. 2. プロジェクト活動の内容(持続可能な開発への貢献としての考え方等) |
| A. 3. プロジェクトへの参加者 |
| A. 4. プロジェクト活動の専門的記述 |
| A. 4. 1. プロジェクト活動の場所 |
| A. 4. 1. 1. ホスト国 |
| A. 4. 1. 2. 地域/州等 |
| A. 4. 1. 3. 市/都市等 |
| A. 4. 1. 4. 実施場所の詳細 |
| A. 4. 2. プロジェクト活動の種類 |
| A. 4. 3. プロジェクト活動で採用する技術 |
| A. 4. 4. 提案するCDMプロジェクト活動による人為的GHG排出量の削減に関する概要説明 |
| A. 4. 5. プロジェクト活動に対する公的資金 |

B. ベースラインの方法

- | |
|---|
| B. 1. プロジェクト活動に適用したベースライン方法の名称及び出典 |
| B. 2. その方法を選択した正当性及び当該プロジェクト活動への適用理由 |
| B. 3. 当該プロジェクト活動への適用方法についての記述 |
| B. 4. 当該CDMプロジェクトがなかった場合と比べ、人為的GHG排出量がどのように削減されるのかについての記述 |
| B. 5. そのベースライン方法に関して、どのようにプロジェクト境界を設定したのかに関する記述 |
| B. 6. ベースライン検討の詳細 |
| B. 6. 1. ベースラインに関する本セクションの作成日 |
| B. 6. 2. ベースラインを設定した個人/主体名 |

C. プロジェクト活動期間/クレジット獲得期間

- | |
|--|
| C. 1. プロジェクト活動期間 |
| C. 1. 1. プロジェクトの活動開始時期 |
| C. 1. 2. 想定されるプロジェクトの活動期間 |
| C. 2. クレジット獲得期間の選択及び関連情報 |
| C. 2. 1. クレジット獲得期間を更新する場合(1期間当たり最大7年間) |
| C. 2. 1. 1. 第1期クレジット獲得期間の開始時期 |
| C. 2. 1. 2. 第1期クレジット獲得期間の長さ |
| C. 2. 2. クレジット獲得期間を固定する場合(最大10年間) |
| C. 2. 2. 1. クレジット獲得期間の開始時期 |
| C. 2. 2. 2. クレジット獲得期間の長さ |

D. モニタリングの方法及び計画

- | |
|--|
| D. 1. プロジェクトに適用したモニタリング方法の名称及び出典 |
| D. 2. 当該方法を選択した正当性及び当該プロジェクト活動への適用理由 |
| D. 3. プロジェクト活動からの排出量をモニタリングするために収集するデータ及び保存方法 |
| D. 4. 潜在的なリーケージ(プロジェクト境界外からの排出量)をモニタリングするために必要なデータの特定、その収集及び保存方法 |
| D. 5. ベースラインの設定に必要な関連データの特定、その収集及び保存方法 |
| D. 6. モニタリングにおける品質管理(QC)・品質保証(QA)のための手順 |
| D. 7. モニタリング方法を決定した個人/主体名 |

CDMのプロジェクト設計書の記入項目の概要(2)

E. GHG排出源ごとの排出量の計算

- E. 1. プロジェクト活動による人為的なGHG排出量(プロジェクト境界内の推定に用いた計算式についての記述
- E. 2. プロジェクト活動による人為的なGHG排出量(プロジェクト境界外のリーケージ分)の推定に用いた計算式についての記述
- E. 3. プロジェクト活動によるGHG排出量(E. 1. とE. 2. の合計)
- E. 4. ベースライン排出量の推定に用いた計算式についての記述
- E. 5. プロジェクト活動によるGHG排出削減量(E. 4. とE. 3. の差)
- E. 6. 上記計算式での算出に用いた表

F. 環境への影響

- F. 1. 環境への影響(国外への影響含む)について分析した文書
- F. 2. ホスト国又はプロジェクト参加者によって、環境への影響が大きいと判断された場合には、環境影響評価(ホスト国で求められる手順に従ったもの)の結果及び全関連文書

G. 利害関係者のコメント

- G. 1. 地元の利害関係者のコメント受付・集計プロセスの概要
- G. 2. 受け取ったコメントの概要
- G. 3. 受け取ったコメントへの対応についての報告

別紙1. プロジェクト参加者についての連絡先

別紙2. 公的資金についての情報

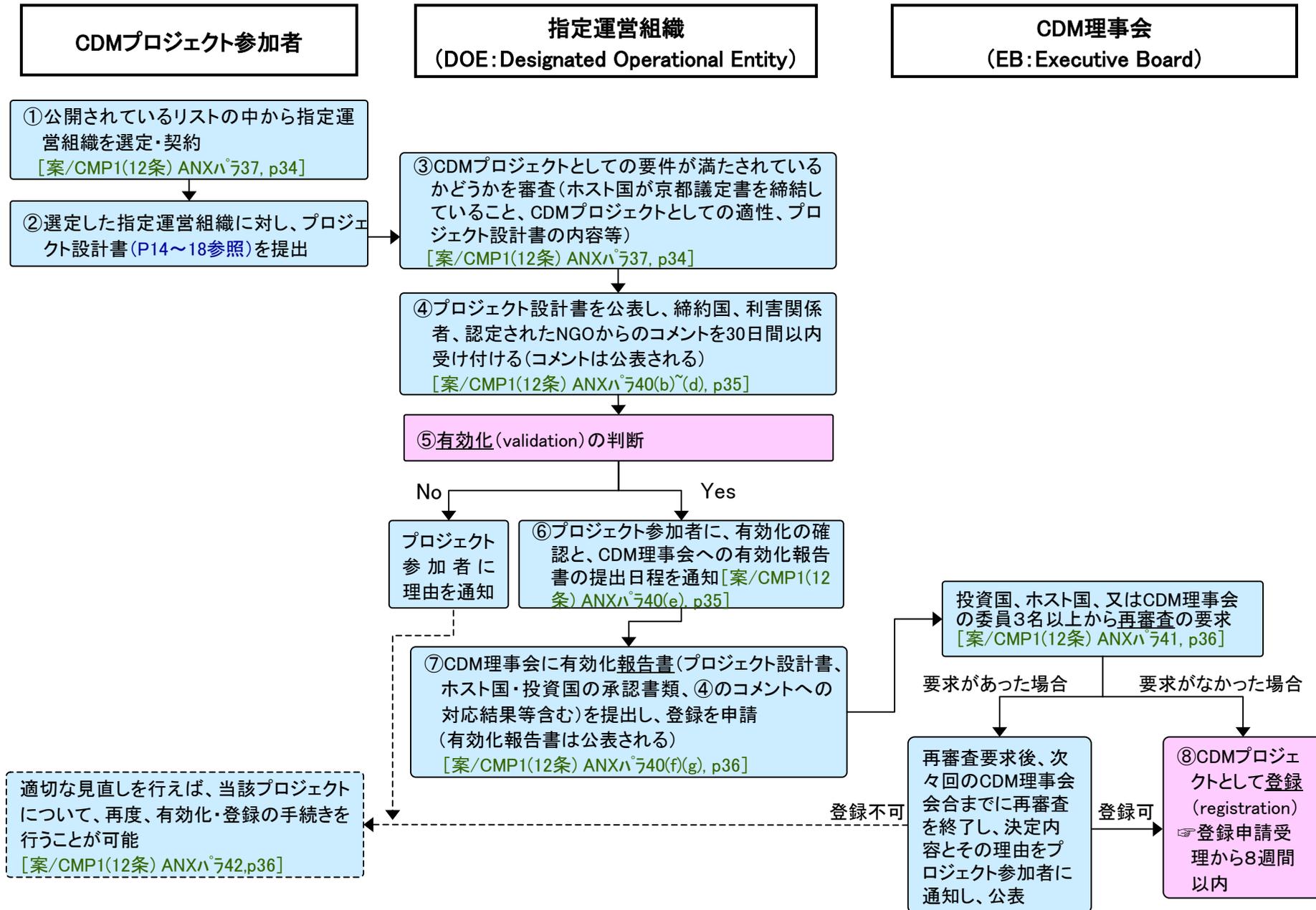
別紙3. 新たなベースライン方法(新たな方法を採用した場合)

- 1. 提案する方法の名称
- 2. 方法に関する記述
 - 2. 1. 基本的な考え方
 - 2. 2. 全体的な記述
- 3. 主要なパラメータ/仮定、検討及び採用されたデータの出所
- 4. ベースライン方法に関連したプロジェクト境界の定義
- 5. 不確実性評価
- 6. 当該ベースライン方法によるベースライン排出量の計算及びプロジェクトの追加性決定に関する記述
- 7. 当該ベースライン方法による潜在的リーケージへの対応に関する記述
- 8. 提案するベースライン方法の開発に際してとった基準(透明性、保守性に沿って開発したことの説明含む)
- 9. 当該ベースライン方法の強み/弱みの評価
- 10. その他考慮事項(例:国又は部門毎の政策、状況等をどのように考慮に入れたかについての説明)

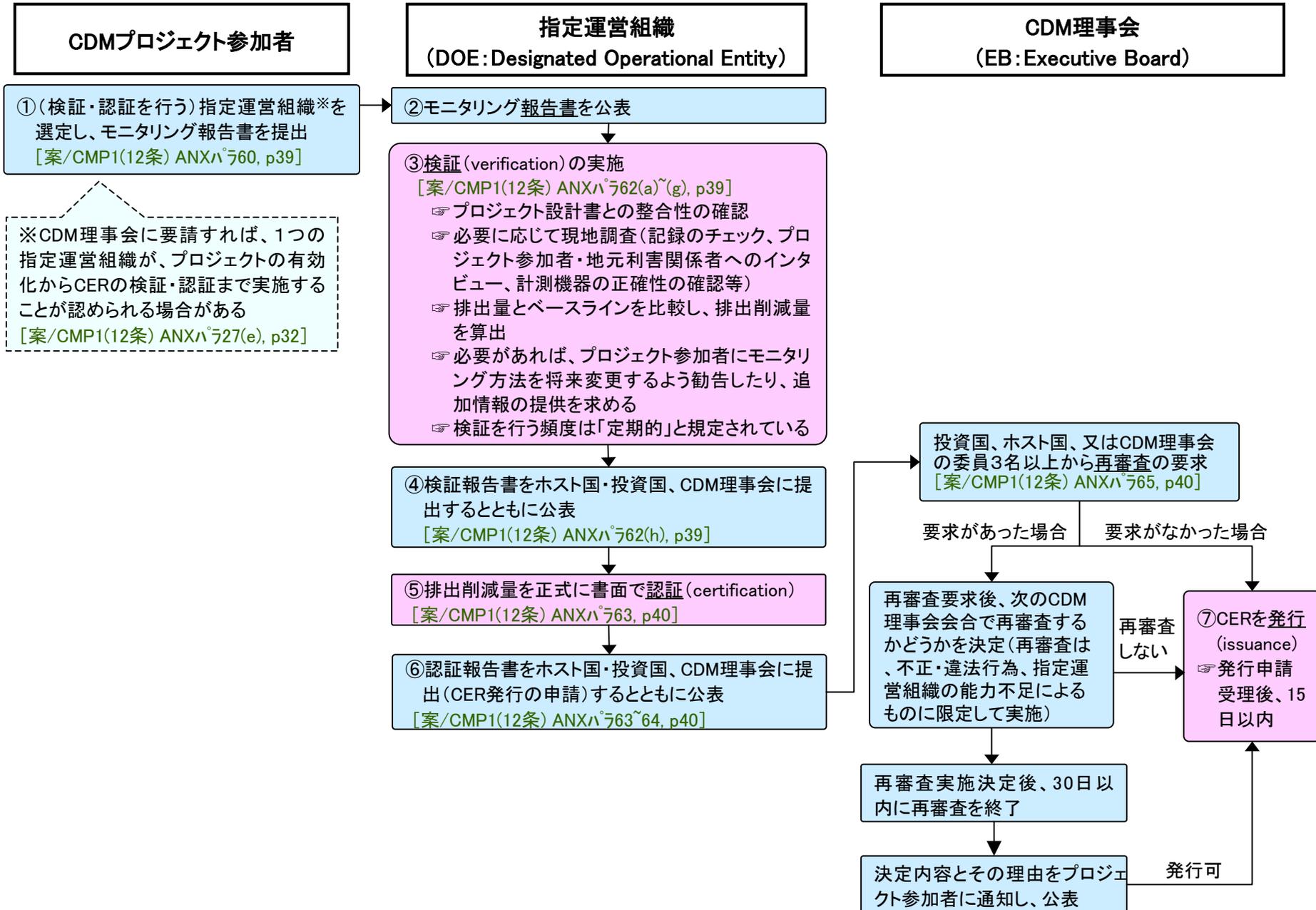
別紙4. 新たなモニタリング方法(新たな方法を採用した場合)

- 1. 提案する方法の概要
- 2. プロジェクト活動からの排出量をモニタリングするために収集するデータ及び保存方法
- 3. 潜在的なリーケージ(プロジェクト境界外からの排出量)をモニタリングするために必要なデータの特定、その収集及び保存方法
- 4. 新たな方法を開発するに際して私用した仮定
- 5. モニタリングにおける品質管理(QC)・品質保証(QA)のための手順
- 6. 当該モニタリング方法の強み/弱みの評価
- 7. 当該方法について他の成功事例があるかどうか(ある場合の状況等)

3-4. CDMプロジェクト実施前の有効化と登録の手順



3-5. CDMプロジェクト実施後のCERの検証・認証・発行の手順



3-6. CERの分配の手順

① CERはCDM登録簿(CDM registry)に発行される
[案/CMP1(12条) ANXハ⁷66,p40]

◆ CDM登録簿(P47参照)とは、非附属書I国のCERの発行、保有、移転、取得を正確に記録するためにCDM理事会が設立・運営するもの

② 「収益の一部 (share of proceeds)」が差し引かれる
[案/CMP1(12条) ANXハ⁷66(a),p40]

◆ 発行されたCERの2%が、途上国支援のため「収益の一部」が差し引かれる
☞ 最貧国におけるCDMプロジェクトについては、差し引かれない[決17/CP7 ハ⁷15,p23]
◆ 発行されたCERのうちしかるべき%分が、CDMの制度の運用経費に充てるための「収益の一部」が差し引かれる
☞ 具体的な%の数字についてはCOPが別途決定する(現時点では未決定)
[決17/CP7 ハ⁷16,p23]

③ 残りのCERをホスト国とCDMプロジェクト参加者とで分配する
[案/CMP1(12条) ANXハ⁷66(b),p41]

◆ ホスト国やCDMプロジェクト参加者からの要請に応じて、CERを分配する
☞ ホスト国との分配比率を、予め決めておくことが必要
☞ プロジェクト参加者が事業者の場合、CERを保有するためには国別登録簿(national registry)に当該事業者の口座が開設されていることが必要(日本での開設手順は未定)
◆ (必要に応じて)CDMプロジェクト参加者の間でCERを分配する
☞ プロジェクト参加者が複数の場合は、それらの間での分配比率を予め決めておくことが必要
☞ 公的資金を活用している場合、政府との分配比率を予め決めておくことも要検討

CERの活用についての留意事項はP43、44参照

参考: 指定運営組織の指定の一時停止・取消による既存のCDMプロジェクトへの影響 [案/CMP1(12条) ANXハ⁷22[~]24,p31] (指定運営組織の指定取消についてはP11参照)

- ☞ 既に登録されているCDMプロジェクトの有効化、検証・認証を実施した指定運営組織が指定の一時停止・取消となっても、当該運営組織が作成した各種報告書(有効化報告書、検証報告書、認証報告書)に重大な欠陥がない限り、当該CDMプロジェクトに対する影響はない
 - ☞ 「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞ 重大な欠陥があった場合、CDM理事会が指定する別の指定運営組織が、欠陥の再審査・訂正を実施する
 - ☞ 再審査のための費用は、指定が一時停止・取消された運営組織が負担する
- ☞ 再審査の結果、過剰なCERが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消された運営組織が、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当する排出枠(AAU、ERU、CER、RMU)を取得し、CDM登録簿の取消口座(cancellation account、P47参照)に入れなければならない
- ☞ 指定運営組織の指定の一時停止・取消が既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

3-7. 小規模CDMプロジェクトの簡易な手続き

◆ 小規模CDMプロジェクトの3つのタイプの具体的な定義(上限値)は以下のようになっている[決21/CP8 ANX-II パラ1~7]

☞ これら3つのタイプは相互に独立な概念である(例えば、ある1つのプロジェクトが再生可能エネルギー部分と省エネルギー部分から構成される場合、それぞれの部分が小規模CDMの定義に合致していないと、当該プロジェクトに小規模CDMとしての簡易な手続きを適用することができない)

タイプ1: 再生可能エネルギープロジェクト

最大出力が15MW(=1万5000kW)
(又は同量相当分)まで

◆ 「MW」とは基本的に電気の単位とするが、適切な係数を乗じて算出した熱量や出力の単位でも可

◆ 「最大出力」とは、機器・プラントの製造者の示す設備/定格容量

☞ 実際の負荷率ではない

◆ 「再生可能エネルギー」の定義は、CDM理事会が該当する活動のリストを作成する

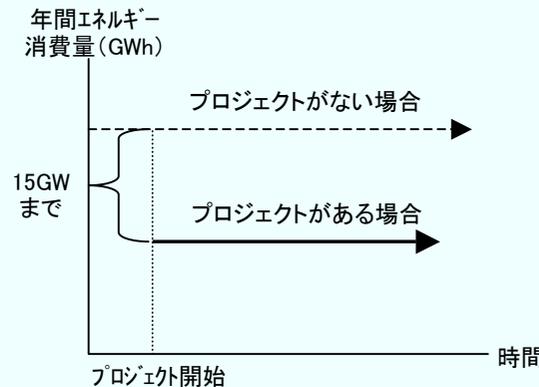
☞ リスト作成に当たっては経験を考慮するとともに、新たな提案に応じて詳細化・発展させる

☞ 現時点でのリスト案としては、太陽光・太陽熱、風力、ハイブリッド(風力とディーゼル等)、バイオガス、バイオマス、水力、地熱、廃棄物等が挙げられている

[第3回CDM理事会議題(注釈付き)]

タイプ2: 省エネルギープロジェクト

エネルギー供給又は需要サイドにおける年間の削減エネルギー消費量が15GWh(=1500万kWh)(又は同量相当分)まで



◆ 「省エネルギー」の定義は、CDM理事会が該当する活動のリストを作成する

☞ リスト作成に当たっては経験を考慮するとともに、新たな提案に応じて詳細化・発展させる

☞ 現時点でのリスト案として、供給サイド、需要サイド(産業・業務・家庭・運輸部門等)における様々な省エネルギーの例が挙げられている

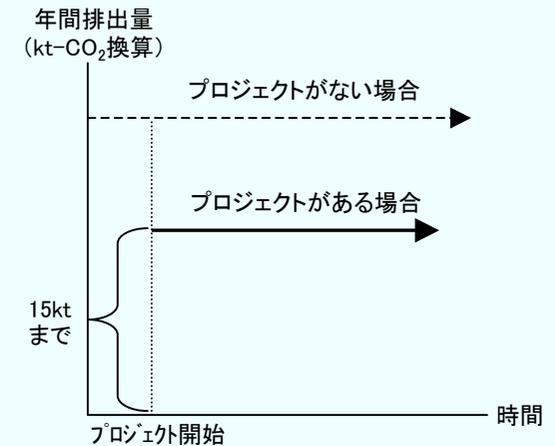
[第3回CDM理事会議題(注釈付き)]

◆ エネルギー効率(投入MW当たりの活動量)を高めることが必要

☞ 活動量が低下したことによるエネルギー消費量削減は対象外

タイプ3: 人為的な排出量を削減するプロジェクト

排出量がCO₂換算で年間15kt(=1万5000t)未満



◆ タイプ3の例として農業(家畜排せつ物の管理、消化管内発酵低減、施肥量改善、稲作にの水管理改善等)、燃料転換、工業プロセス、廃棄物処理等が挙げられている。

◆ その他に、CO₂のリサイクル、CO₂以外の温室効果ガスの排出削減も対象となる

3-7. 小規模CDMプロジェクトの簡易な手続き

小規模CDMプロジェクトと通常のCDMプロジェクトとの手続きの違い

- ◆ 小規模CDMプロジェクトの定義(P13参照)に合致する場合、通常のCDMプロジェクトと比べて、まず以下のような点で手続きが簡易となる[決21/CP8 ANX-II パラ9]
 - ☞ 複数の小規模プロジェクトをバンドリング(一括化)して、手続きを行うことが可能(P24参照)
 - ☞ プロジェクト設計書の要求事項が少ない(P25参照)
 - ☞ プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
 - ☞ モニタリング計画の要求事項が少ない
 - ☞ 同じ指定運営組織が有効化と検証・認証を行ってもよい
- ◆ その他に手続き面で以下のような違いがある
 - ☞ CDMの制度の運用経費に充てるためCERから差し引く「収益の一部(P21参照)」、及びCDMプロジェクトとしての登録料について、低めの設定が考慮される[決21/CP8 ANX-II パラ21]
 - ☞ CDM理事会による登録(P19参照)に際し、再審査の要求がない限り4週間以内に登録される[決21/CP8 ANX-II パラ24]
 - ☞ 通常のCDMは8週間以内
 - ☞ リーケージ(P15参照)の計算の簡易化が考慮される[決21/CP8 ANX-II パラ30]

参考:プロジェクト参加者が、既存の種類以外の新たな小規模CDMプロジェクトを提案する場合(開発済みの簡易化されたベースライン設定・モニタリング方法の改訂を提案する場合を含む)[決21/CP8 ANX-II パラ16]

- ☞ プロジェクト参加者が、当該技術/活動、ベースライン設定・モニタリング方法提案に関する情報を、書面でCDM理事会に提出する
- ☞ CDM理事会は、可能な限り次回の会合までに、提案された方法を検討する
 - ☞ CDM理事会は、それらの検討に際して、必要に応じて適切な専門家を活用することができる
- ☞ 一度承認されれば、既存の種類や開発済みの方法を修正する
- ☞ 既存の種類・方法の修正は、それ以降に登録される小規模CDMプロジェクトについてのみ適用する
 - ☞ 既に登録済みの小規模CDMプロジェクトのクレジット期間に対しては影響しない[決21/CP8 ANX-II パラ18]

- ◆ 小規模CDMプロジェクトのタイプ1~3(P22参照)の種類(14種)毎に、簡易化されたベースライン設定・モニタリング方法案を開発済み[決21/CP8 ANX-II パラ10]
 - ☞ 具体的にリスト化されている
 - ☞ 文書案としては「決21/CP8 ANX-II APX-B」参照
 - ☞ これらの種類以外の小規模CDMプロジェクトを排除するものではない
 - ☞ CDM理事会は、少なくとも1年に1回はそれらを見直し、必要に応じて修正する[決21/CP8 ANX-II パラ17]
 - ☞ プロジェクト参加者は、新たな小規模CDMプロジェクトの種類や、既存の簡易化されたベースライン設定・モニタリング方法の改訂をCDM理事会に提案することができる[決21/CP8 ANX-II パラ15]
- ◆ ベースライン設定・モニタリング方法についてリスト化されているものを適用するためには、当該小規模CDMプロジェクトを実施する上で別途定義される「障壁」が1つ以上あることを指定運営組織に示すことが必要[決21/CP8 ANX-II パラ28]
 - ☞ 「障壁」の定義についてはP24参照
 - ☞ 具体的リスト[決21/CP8 ANX-II APX-B]によって特定できる場合には、「障壁」の代わりに、通常ではそのプロジェクトが実施されない定量的証拠を提供することも可

3-7. 小規模CDMプロジェクトの簡易な手続き

プロジェクトのバンドリング(一括化)

◆ 複数のプロジェクト活動を併せても、それらの合計値が小規模CDMプロジェクトとしての上限值を超えない限り、プロジェクト設計書の作成・有効化・登録・モニタリング・検証・認証をバンドリングして行うことが可 [決21/CP8 ANX-II パラ9(a)]

- ☞ バンドリングされた小規模CDMプロジェクトのモニタリングについて、それぞれのプロジェクト活動のサンプルを用いる全体モニタリング計画を提案することができる [決21/CP8 ANX-II パラ19]

プロジェクトのデバンドリング(細分化)

◆ 一方で、大規模なCDMプロジェクト活動をデバンドリング(細分化)し、複数の小規模CDMプロジェクトとして簡易な手続きをとることはできない [決21/CP8 ANX-II パラ12(c)]

- ☞ 別々に申請された小規模CDMプロジェクトが、以下の全ての事項に当てはまる場合にデバンドリングと見なされる [決21/CP8 ANX-II APX-C]
 - ⇒ プロジェクト参加者が同じ
 - ⇒ プロジェクトの種類/技術等が同じ
 - ⇒ それぞれのプロジェクト境界の最短距離が1km以内であり、かつ申請が2年以内

小規模CDMプロジェクトの実施上の「障壁」

◆ ベースライン設定・モニタリング方法についてリスト化されているもの [決21/CP8 ANX-II APX-B] を適用するためには、以下に定義される「障壁」が1つ以上あるために、通常では当該小規模CDMプロジェクトが実施されないことを説明することが必要 [決21/CP8 ANX II パラ28]

◆ 「障壁」の定義 [決21/CP8 ANX-II APX-B ATT-A パラ1]

- ☞ 【投資障壁】 当該プロジェクトと比べて、採算上、実現性が高い代替案(ただし排出量は増大)がある
- ☞ 【技術障壁】 当該プロジェクトで採用する新技術のリスク(性能の不確実性や市場普及率の低さに起因)を低減する、技術的には低い代替案(ただし排出量は増大)がある
- ☞ 【慣習による障壁】 慣習、既存の規制、又は政策的な必要性から採用される技術(ただし排出量は増大)がある
- ☞ 【その他の障壁】 プロジェクト参加者が特定するその他の障壁(制度的な障壁、情報不足、経営資源、組織能力、資金源、又は新技術の採用能力)によって、プロジェクトがなかった場合には排出量が増大する

小規模CDMプロジェクトとしての上限值を超えた場合

◆ ある小規模CDMプロジェクトの活動が、検証期間中に小規模CDMプロジェクトとしての上限值を超えてしまった場合、CERは上限値までしか発行されない [決21/CP8 ANX-II パラ8]

3-7. 小規模CDMプロジェクトの簡易な手続き

小規模CDMのプロジェクト設計書の記入項目の概要 [決21/CP8 ANX-II パラ13] [決21/CP8 ANX-II APX-A]

◆ 小規模CDMプロジェクト設計書の具体的な記入項目の概要は以下のようになっている(2003年1月21日発表のバージョン01に基づく)

A. プロジェクト活動の概要

- A. 1. ~A. 3. 【通常のCDMのプロジェクト設計書と同じ項目】
- A. 4. プロジェクト活動の専門的記述
 - A. 4. 1. 【通常のCDMのプロジェクト設計書と同じ項目】
 - A. 4. 2. プロジェクト活動の種類・技術(小規模CDMとして定められている種類に合致していることが必要)
 - A. 4. 3. 提案するCDMプロジェクト活動による人為的GHG排出量の削減に関する概要説明
 - A. 4. 4. プロジェクト活動に対する公的資金
 - A. 4. 5. 当該小規模プロジェクト活動が大規模プロジェクト活動を細分化された一部でないことの確認

B. ベースラインの方法

- B. 1. プロジェクト活動に適用したベースライン方法の名称及び出典
- B. 2. 当該プロジェクト活動に適用した(ベースラインの)種類
- B. 3. 当該CDMプロジェクトがなかった場合と比べ、人為的GHG排出量がどのように削減されるのかについての記述
- B. 4. 当該プロジェクト活動の境界についての記述
- B. 5. ベースライン検討の詳細
 - B. 5. 1. 小規模CDMのベースラインとして定められている方法を用いた、当該プロジェクトのベースラインの特定
 - B. 5. 2. ベースラインに関する本セクションの作成日
 - B. 5. 3. ベースラインを設定した個人/主体名

C. プロジェクト活動期間/クレジット獲得期間

【通常のCDMのプロジェクト設計書と同じ項目】

D. モニタリングの方法及び計画

- D. 1. プロジェクトに適用した承認されている方法の名称及び出典
- D. 2. 当該方法を選択した正当性及び当該プロジェクト活動への適用理由
- D. 3. モニタリングするデータ
- D. 4. モニタリング方法を決定した個人/主体名

E. GHG排出源ごとの排出量の計算

- E. 1. 用いた計算式
 - E. 1. 1. 小規模CDM用として定められているものから選択した計算式
 - E. 1. 2. 小規模CDM用として定められているものから選択しなかった場合の計算式の記述
 - E. 1. 2. 1. プロジェクト活動による人為的なGHG排出量(プロジェクト境界内)の推定に用いた計算式についての記述
 - E. 1. 2. 2. 必要な場合、プロジェクト活動による人為的なGHG排出量のリーケージ分の推定に用いた計算式についての記述
 - E. 1. 2. 3. プロジェクト活動によるGHG排出量(E. 1. 2. 1. とE. 1. 2. 2. の合計)
 - E. 1. 2. 4. ベースライン排出量の推定に用いた計算式(小規模CDMのベースラインとして定められている方法を用いる)についての記述
 - E. 1. 2. 5. プロジェクト活動によるGHG排出削減量(E. 1. 2. 4. とE. 1. 2. 3. の差)
- E. 2. 上記計算式での算出に用いた表

F. 環境への影響

- F. 1. ホスト国から求められた場合、環境への影響について分析した文書

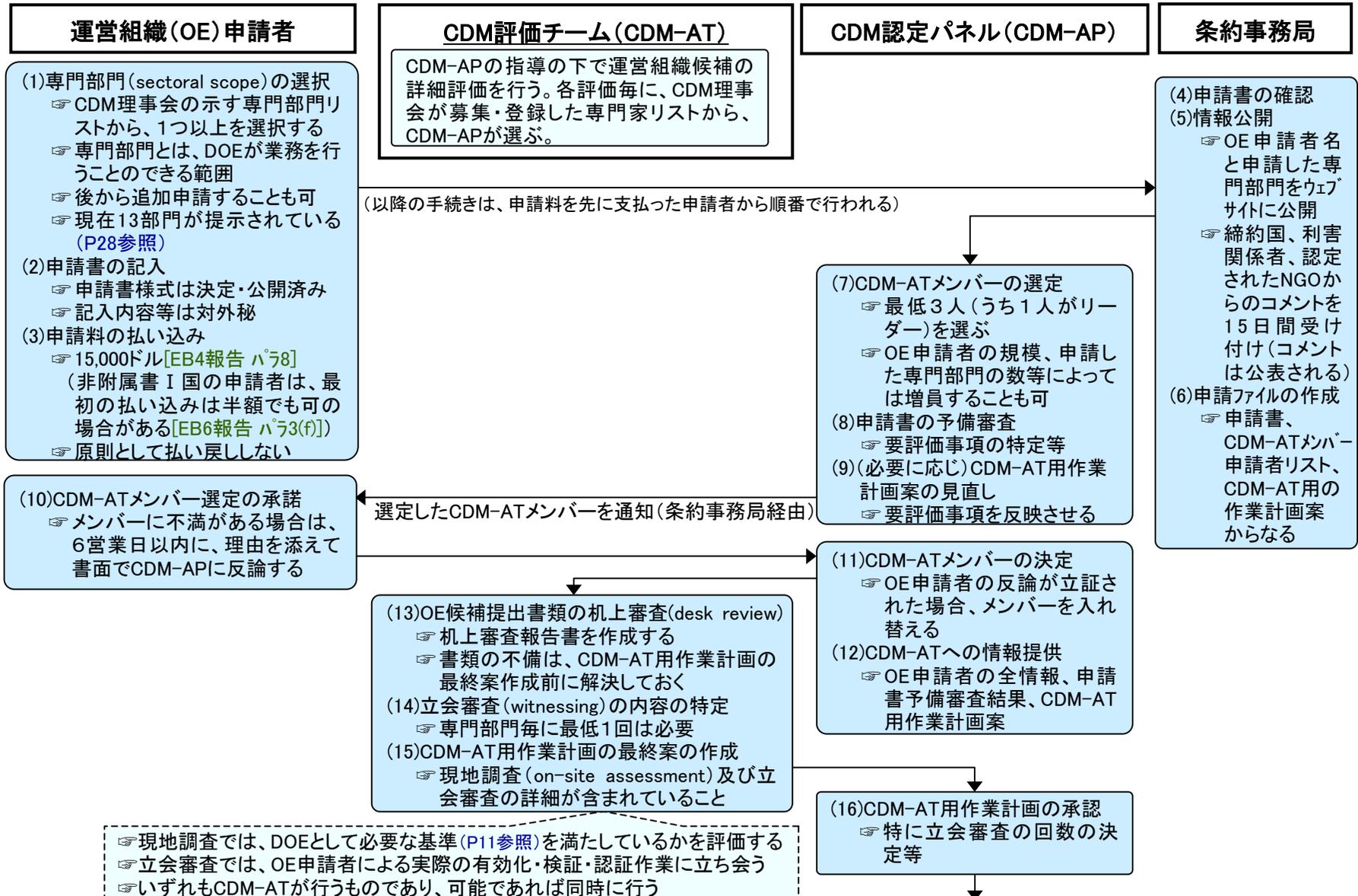
G. 利害関係者のコメント【通常のCDMのプロジェクト設計書と同じ項目】

別紙1. プロジェクト参加者についての連絡先

別紙2. 公的資金についての情報

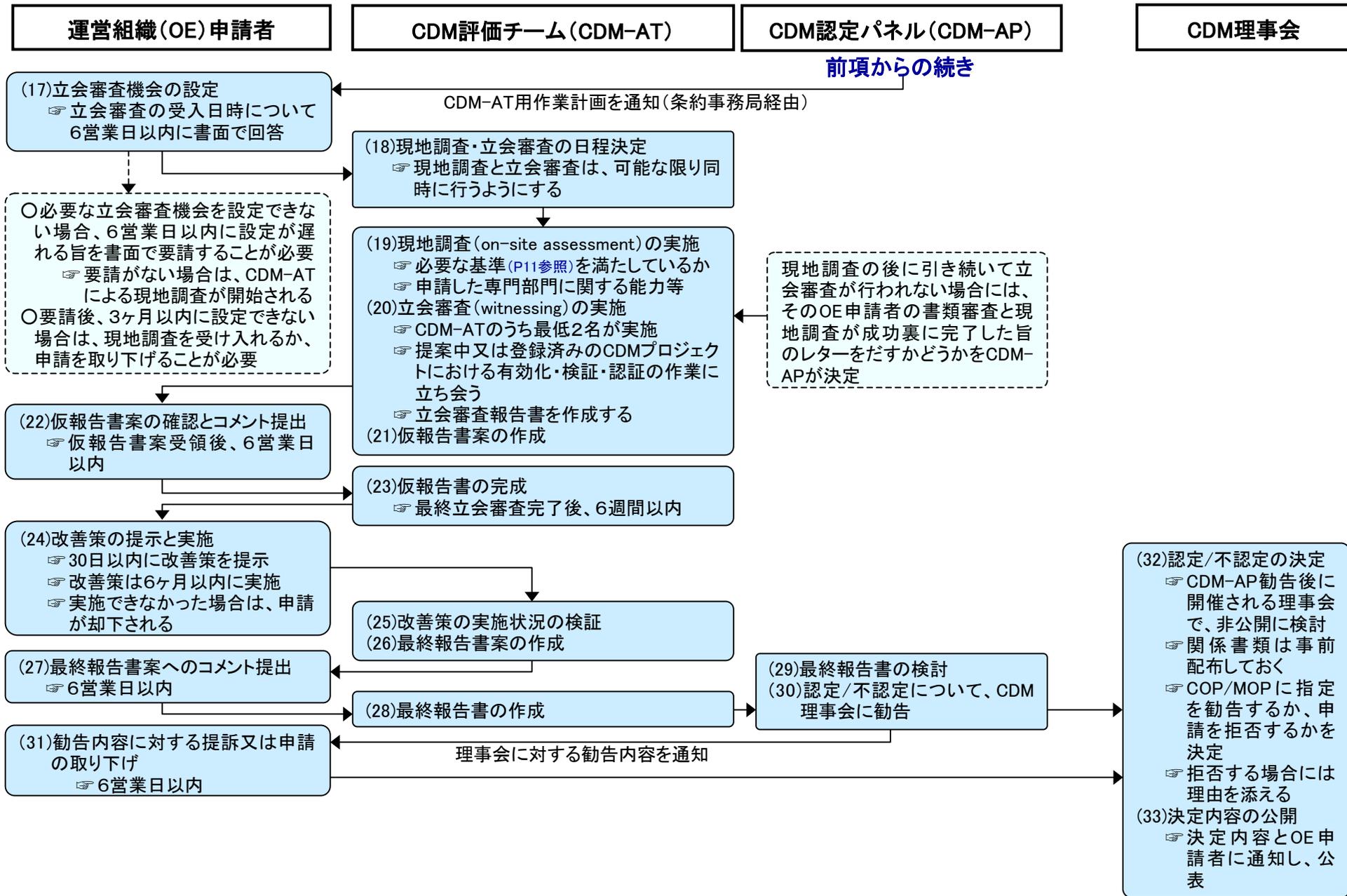
3-8. 【参考】運営組織申請者の認定手続き

指定運営組織の候補事業者がCDM理事会から認定 (accreditation) を受けようとする場合のプロセスの概要は以下のようになっている (2003年1月30日発表のバージョン03に基づく) [EB7報告 ANX-2]。なお、手続きについては、可能な限り電話会議や電子的手段で行われる。



次項へ続く

3-8. 【参考】運営組織申請者の認定手続き



3-8. 【参考】運営組織申請者の認定手続き

専門部門(sectoral scope)

◆ 運営組織(OE)申請者が選択する専門部門のリストは以下のようになっている(2002年9月30日発表のバージョン01に基づく)

- ① エネルギー産業
- ② エネルギー輸送
- ③ エネルギー需要
- ④ 製造業
- ⑤ 化学産業
- ⑥ 建設
- ⑦ 運輸
- ⑧ 鉱業・無機工業
- ⑨ 金属工業
- ⑩ 燃料からの漏洩
- ⑪ HFC等の漏洩
- ⑫ 溶剤使用
- ⑬ 廃棄物処理・処分

スポット・チェック(臨時査察)

CDM理事会は指定運営組織(DOE)に対して、必要に応じていつでもスポット・チェックを行うことができるが、その具体的内容は以下の通り[EB7報告 ANX-2 C.2.]

- ◆ CDM理事会によるスポット・チェックは、次のような契機によって開始される
 - ☞ CDMプロジェクトの登録やCERの発行段階で、既決定の手続きに従って再審査要求があった場合(P19,20参照)
 - ☞ 指定運営組織に、業務遂行能力に関わる重大な変更があった場合
 - ☞ 他の指定運営組織、条約事務局認定NGO、利害関係者から書面で要求があった場合 等
- ◆ CDM理事会がスポット・チェックを行うことを決定した場合、条約事務局から当該指定運営組織及びCDM-APに通知し、その指定運営組織はスポット・チェック費用を支払うことが必要
- ◆ CDM-APはCDM-ATを設置するとともに、状況に応じて以下の2つのうちどちらかを決定
 - ☞ CDM理事会に対して、スポット・チェックの結果が出るまで当該指定運営組織の認定を中断するよう勧告する
 - ☞ 又は、限定的な現地調査/立会審査や問題のあった専門部門に特化して評価を行う
- ◆ スポット・チェックは認定手続き(P26~27参照)と同様に行う
 - ☞ 最終的にはCDM-APが、CDM理事会に対して文書を提出する
- ◆ CDM理事会は以下を決定する
 - ☞ 当該指定運営組織の認定及び指定を確認する
 - ☞ COP/MOPに対して当該指定運営組織の指定の一時停止又は取消を勧告する
 - ⇨ CDM理事会による勧告はCOP/MOPの最終決定までは暫定的な効力を持つ

認定等に必要となる費用[EB7報告 ANX-2 D.3.]

運営組織(OE)申請者は、以下のような費用について、全て事前に払い込むことが必要(原則として払い戻しされない)

- ◆ CDM理事会に対する認定申請料(附属書 I 国の申請者は15,000ドル[EB4報告 パラ8]、非附属書 I 国の申請者は最初の払い込みはその半額でも可の場合がある[EB6報告 パラ3(f)])
- ◆ CDM-ATによる現地調査・立会審査に必要な実費
 - ☞ 航空料金(ビジネスクラス)、宿泊費(4つ星クラス)、国連規定による日当(現在の標準額は400ドル)
 - ☞ 上記に加えて、CDM-ATの業務に必要な金額(条約事務局が提示する)
- ◆ OE申請者による提訴費用(条約事務局の提示する額を20営業日以内に支払わないと、提訴を取り下げたと見なされる)
 - ☞ OE申請者の主張が正しかった場合には、費用総額は払い戻される
- ◆ スポット・チェック費用(条約事務局の提示する額を30営業日以内に支払わないと、その時点で認定・指定が自動的に一時停止される)

4. 共同実施(JI)の活用

4-1. 全体の流れ

事業者等が投資国のJIプロジェクト参加者として、他の先進国(附属書I国)内において排出削減(又は吸収増大)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づくクレジットであるERU(Emission Reduction Unit)の発行を決定するまでの手順は、20~21ページのようになる。ホスト国がJIの参加資格を有しているかどうかによって、2つの手順に分かれる。

第1トラックと第2トラックについて

◆ JIは、ホスト国が京都メカニズム参加資格(主に、自国の排出量・吸収量を正確に算定できること、排出枠の管理を行う国別登録簿を整備していること等(P42参照))を有しているかどうかによって、ERU(Emission Reduction Unit)の発行手順が異なり、それによって関連する組織も異なる

【第1トラック】 ホスト国が京都メカニズム参加資格を有している場合は、ERUの発行についてはホスト国によって決められる[案/CMP1(6条) ANXパ²³,p13]

⇒ JIプロジェクトは、数値目標が設定されている先進国間での排出枠の取得・移転であり、先進国全体としての総排出枠の量を変えるものではないため、追加的排出削減量についてはホスト国が決めてよいことになっている

【第2トラック】 ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合は、ERUの発行については、CDMと類似した手順が必要となり、第三者機関が関与する[案/CMP1(6条) ANXパ²⁴,p13]

⇒ ホスト国に自国の排出量や排出削減量(又は吸収増大量)の決定が正確に行えないと見なされるため、第三者機関が関与し排出削減量を決定する

⇒ この場合であっても、決定された排出削減量に基づいてホスト国がERUを発行・移転するためには、①ホスト国が京都議定書の締約国であること、②初期割当量を算定していること、③国別登録簿を整備していることが必要

⇒ ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していても、ホスト国の判断によって第1トラックではなく、第2トラックを選択することも可能[案/CMP1(6条) ANXパ²⁵,p13]

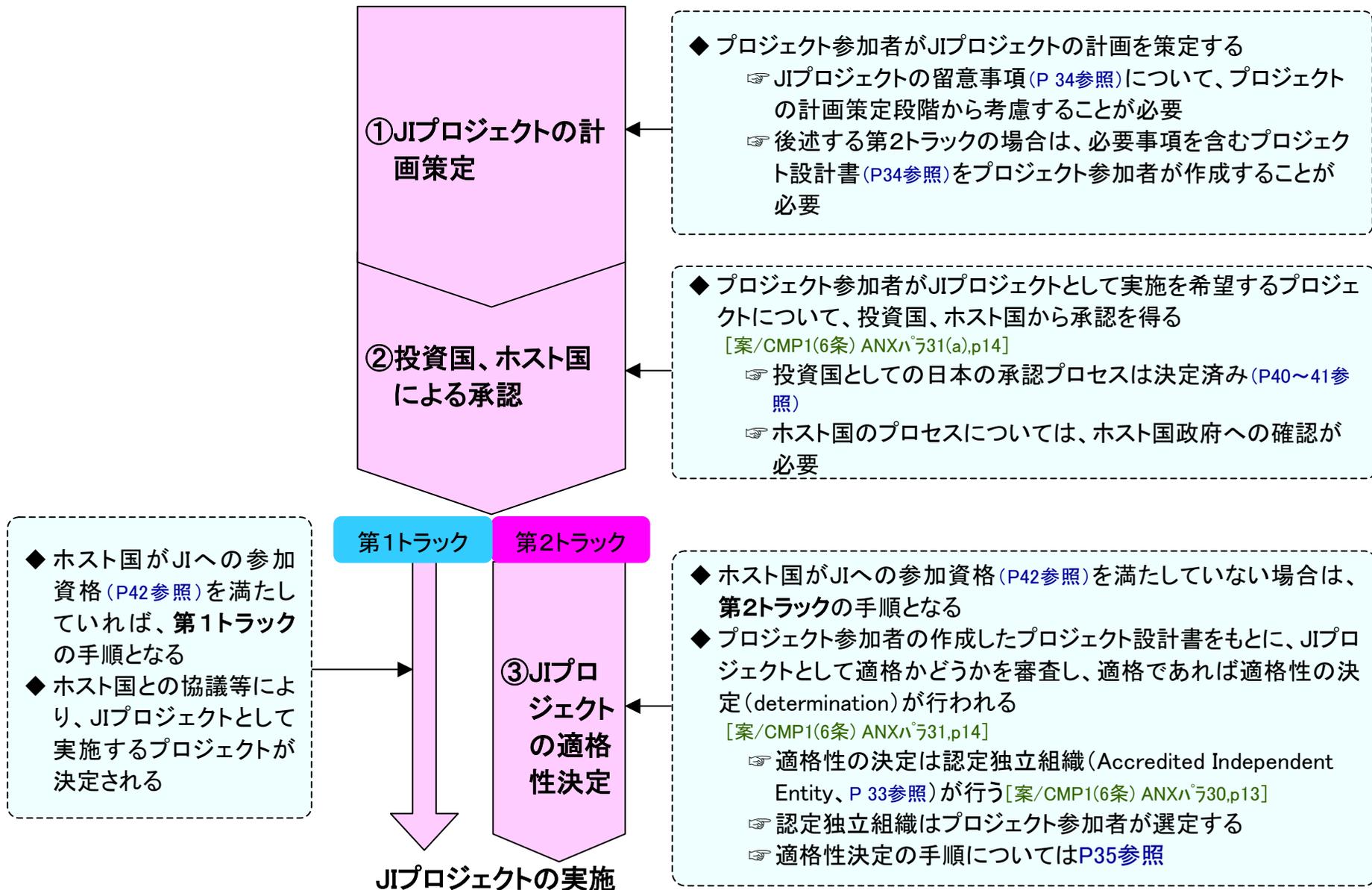
参考: JIの各種ルールの見直し[案/CMP1(6条) パ⁸,p6]

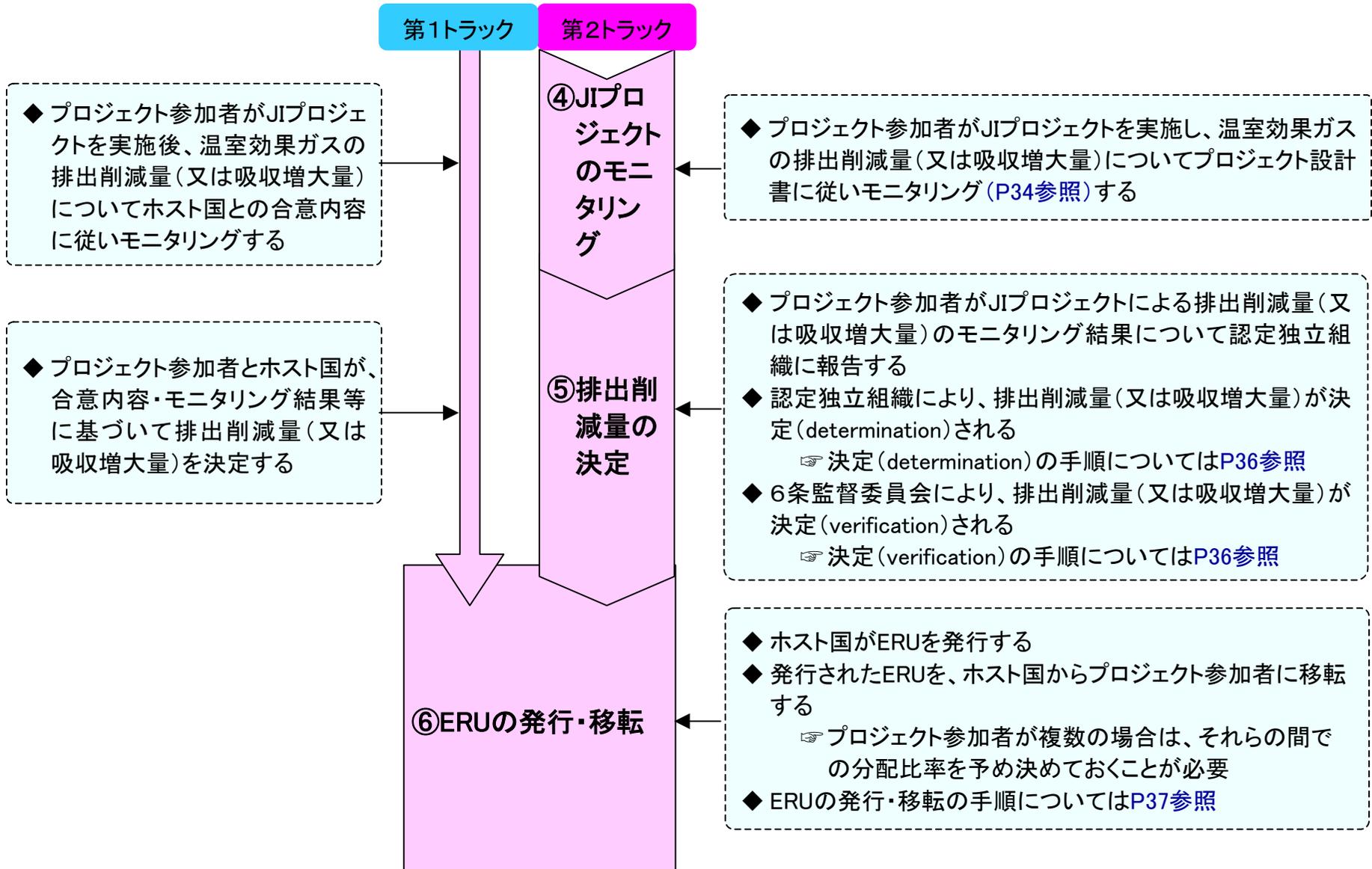
⇒ JIの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく

⇒ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う

⇒ 見直しは、6条監督委員会(P32参照)、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う

⇒ 各種ルールの見直しは、既に実施しているJIプロジェクトに対しては影響しない





4-2. JIの関連組織

【第1トラック、第2トラック共通】

COP/MOP※(京都議定書の締約国会議)

※COPはConference of Partiesの略、MOPはMeeting of the Partiesの略

- ◆ 京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、京都議定書第6条(JI)の実施に関してガイダンスを与え、6条監督委員会(Article 6 supervisory committee)に対して権限を行使する[案/CMP1(6条) ANXパ^ラ2,p8]

【第2トラック】

6条監督委員会(Article 6 supervisory committee)

- ◆ JIプロジェクトの第2トラックにおける実質的な管理・監督機関で、主に以下のような機能がある(CDMIにおけるCDM理事会に相当する(P10参照))

[案/CMP1(6条) ANXパ^ラ3,p9]

- ⇒ JIプロジェクトの排出削減量の決定を行う
- ⇒ 認定基準(P33参照)に従って、認定独立組織(Accredited Independent Entity)を認定(accreditation)する
- ⇒ 認定独立組織の認定基準・方法について、CDM理事会における検討状況を考慮に入れて見直し、COP/MOPに勧告を行う
- ⇒ CDM理事会における検討状況を考慮に入れて、ベースライン(CDMと同様、P14参照)設定、排出量のモニタリング(CDMと同様、P15参照)方法について見直す
- ⇒ CDM理事会における検討状況を考慮に入れて、JIプロジェクト設計書(P34参照)の詳細化を行う 他
- ◆ 6条監督委員会は第1回COP/MOPで設立する[案/CMP1(6条) パ^ラ3,p6]
 - ⇒ 6条監督委員会の運営に必要な経費は、投資国、ホスト国、JIプロジェクト参加者の負担となる[案/CMP1(6条) パ^ラ7,p6]
 - ⇒ 詳細は第1回COP/MOPで決定する予定

参考：6条監督委員会の構成

[案/CMP1(6条) ANXパ^ラ4[~]8,p9]

- ⇒ 委員は10名(附属書I国のうち経済移行諸国3名、それ以外の附属書I国3名、非附属書I国2名、島嶼国1名)
 - ⇒ 10名のうち附属書I国から6名、非附属書I国から4名
- ⇒ 委員の任期は2年(立ち上げ期は5名が3年、残り5名は2年が任期)、任期は最長2期まで
- ⇒ 毎年、委員の中から議長、副議長を選ぶ
- ⇒ 議長と副議長は、附属書I国から1人、非附属書I国から1人とする
- ⇒ 議長と副議長は、毎年、附属書I国の委員と非附属書I国の委員とが交替で就任する
- ⇒ COP/MOPはそれぞれの委員の代理を選出する

参考：6条監督委員会の開催・議決

- ⇒ 年に2回以上開催[案/CMP1(6条) ANXパ^ラ9,p10]
- ⇒ 定足数は、附属書I国から4名以上、非附属書I国から3名以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席[案/CMP1(6条) ANXパ^ラ14,p11]
- ⇒ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には出席者の4分の3の多数決にて決定[案/CMP1(6条) ANXパ^ラ15,p11]
- ⇒ 6条監督委員会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能[案/CMP1(6条) ANXパ^ラ18,p11]

【第2トラック】

認定独立組織 (Accredited Independent Entity)

- ◆ JIプロジェクトの第2トラックにおける実務上の審査機関で、主に以下のような機能がある(CDMIにおける指定運営組織に相当する(P11参照))
 - ☞ プロジェクト参加者の作成したプロジェクト設計書をもとに、JIプロジェクトとして適格かどうかを審査し、適格であると判断すれば適格性の決定(determination)を行う[案/CMP1(6条) ANXハ^o33,p14]
 - ⇒ マラケシュ合意原文では、第2トラックのJIにおける適格性決定からERUの発行に至る全般のプロセスについて verification といっており、CDMIにおける検証と同じ単語を使っている
 - ☞ 実施されたJIプロジェクトによる排出削減量を決定する[案/CMP1(6条) ANXハ^o37,p15]
- ◆ 認定独立組織は、6条監督委員会から認定(accreditation)を受けることで、JIに関する業務を行える
 - ☞ 認定独立組織として認定されるためには、主に以下のような基準がある(CDMIにおける指定運営組織の認定基準に準拠している) [案/CMP1(6条) APX-A,p16]
 - ⇒ 法人(国際機関含む)であること
 - ⇒ 認定独立組織として、十分な人材、資金的安定性、専門能力、経営体制等を有していること
 - ⇒ 信頼性、独立性、公平性、透明性を確保できること 他
- ◆ あるJIプロジェクトについてプロジェクト参加者が認定独立組織を選定する場合、当該機関が、当該プロジェクトと利害関係がないことを証明することが必要[案/CMP1(6条) APX-Aハ^o2,p17]
 - ☞ 認定独立組織が大きな組織の1部門であって、他の部門がJIプロジェクトの資金調達や開発等に関与していたとしても、それらの部門同士で利害関係がないことを証明できれば可

参考: 認定独立組織の認定取消[案/CMP1(6条) ANXハ^o42,p15] (JIプロジェクトへの影響についてはP37参照)

- ☞ 6条監督委員会が実施する再審査の結果、認定基準を満たしていないと判断した場合、6条監督委員会は当該認定独立組織の認定の一時停止・取消を行う
 - ⇒ 一時停止・取消の前に、当該認定独立組織に対し、聴聞の機会が与えられる
 - ⇒ 一時停止・取消を行う場合、当該認定独立組織に対し書面で通知するとともに、公表される

4-3. JIプロジェクトの計画策定

【第1トラック、第2トラック共通】

- ◆ JIプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要
 - ☞ 原子力施設から生じたクレジットについては、国の数値目標の達成に活用することは控えることとされている[決16/CP7 前文, p5]
 - ☞ 吸収量増大プロジェクトの対象活動は京都議定書3条3項及び4項(P52参照)に係るものに限定[案/CMP1(6条)ハ⁷⁴,p6]
 - ☞ただし、森林経営によるクレジットについては、ホスト国側に発行量の上限がある(P43参照)
- ◆ JIに参加する国は、プロジェクト承認の担当組織、承認手順、ガイドラインを条約事務局に報告することが必要[案/CMP1(6条)ハ²⁰,p11]
- ◆ JIプロジェクトからのERUの発行は、2008年(第1約束期間の開始年)以降であるが、JIプロジェクトの対象となり得るのは2000年時点で開始されているプロジェクト[案/CMP1(6条)ハ⁷⁵, p6]
 - ☞「開始」の定義は、特定されていない

【第2トラック】

- ◆ JIプロジェクトとして適格性が決定されるためにはプロジェクト設計書を作成することが必要
 - ☞ JIのプロジェクト設計書の詳細は、6条監督委員会が、CDMのプロジェクト設計書(P13参照)を考慮して検討を行い、COP/MOPで審議される[案/CMP1(6条) ANXハ⁷³(c),p9]
 - ☞ ベースライン設定、モニタリング計画、環境影響分析(又は環境影響評価)を含んでいることが必要[案/CMP1(6条) ANXハ⁷³(c)(d),p14]
- ◆ ベースライン設定、モニタリングの基準、報告の指針については、6条監督委員会がCDM理事会での検討を基に見直し等を行っていくことになっている

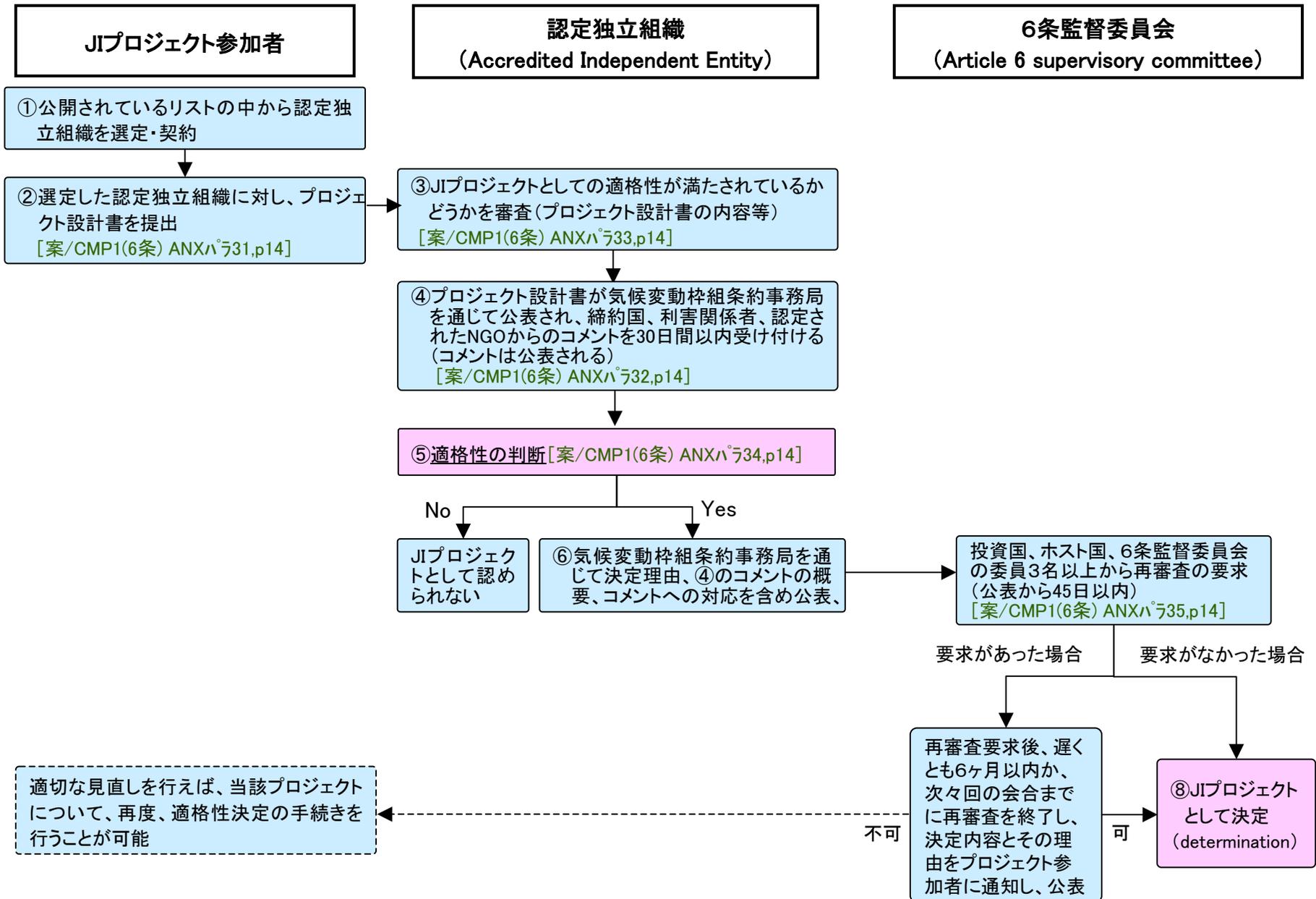
ベースラインの設定

- ◆ JIのベースラインの設定に際しては、以下のようなことが必要[案/CMP1(6条) APX-Bハ⁷²,p18]
 - ☞ 個別のプロジェクト毎に設定するか、又は複数の類似プロジェクトに適用可能な排出係数を用いる
 - ☞ ベースラインの設定を、手法・前提・方法・変数・データ出所・重要な要因の選択について透明性があること
 - ☞ ホスト国の政策・状況(例:産業政策、エネルギー事情、発電所立地計画、経済状況等)を考慮すること
 - ☞ プロジェクトの範囲外の活動の縮小によるERUは含めないこと 等

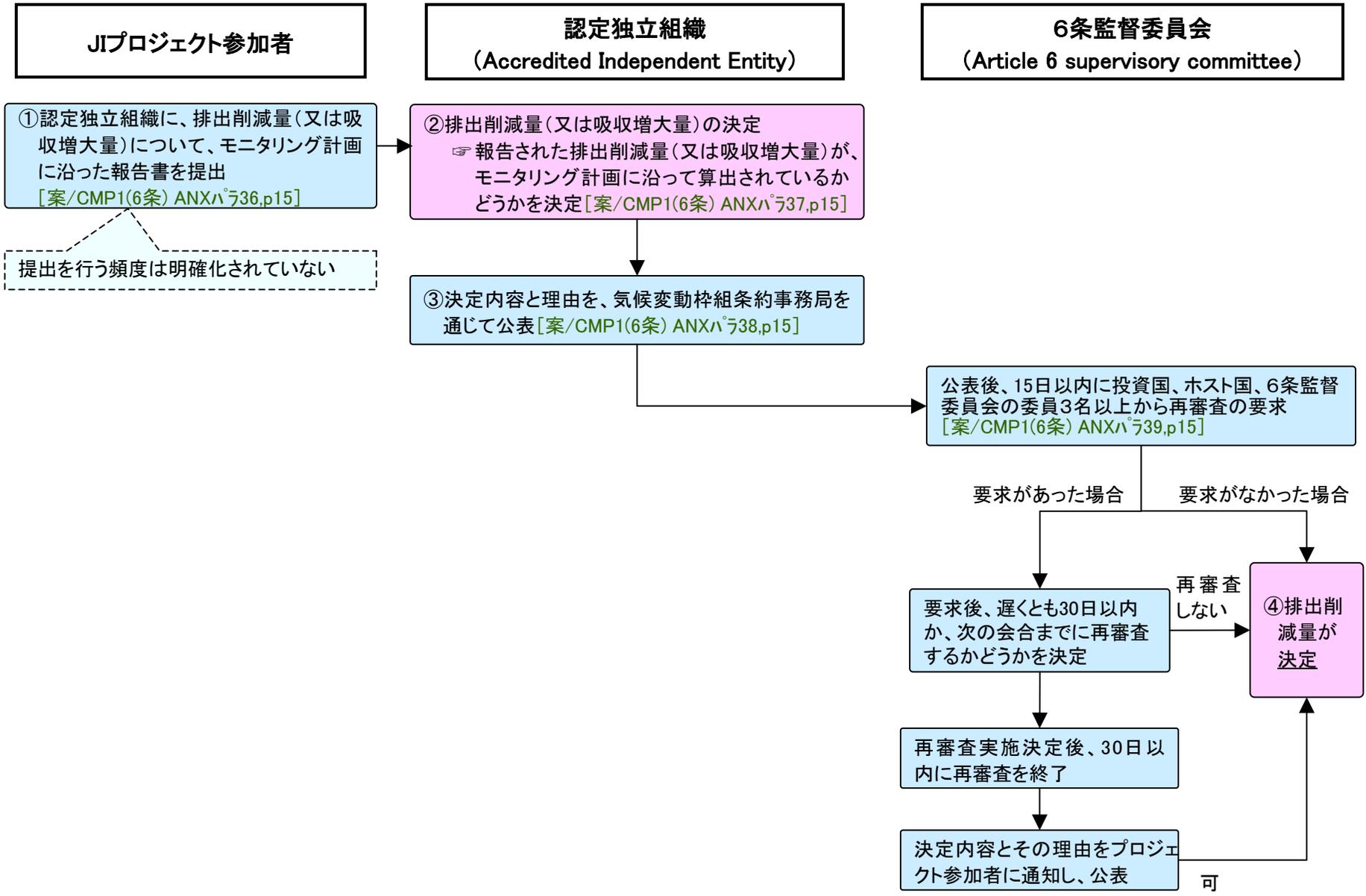
モニタリング計画

- ◆ JIのモニタリング計画には以下のような事項が含まれていることが必要[案/CMP1(6条) APX-Bハ⁷⁴,p19]
 - ☞ クレジット期間におけるプロジェクト境界(P15参照)内の、温室効果ガス排出量・吸収量の計測・推測、及びベースラインを設定するために必要な全ての関連データの収集・保管
 - ☞ リークエージ(P15参照)効果による、クレジット期間におけるプロジェクト境界外での温室効果ガス排出増加量・吸収減少量データの収集・保管
 - ☞ 環境影響分析・評価に関する情報の収集・保管
 - ☞ モニタリング・プロセスの品質保証、品質管理のための手続き
 - ☞ JIプロジェクトによる排出削減量・吸収増加量の定期的な算出や、リークエージ効果の把握のための手続き 等

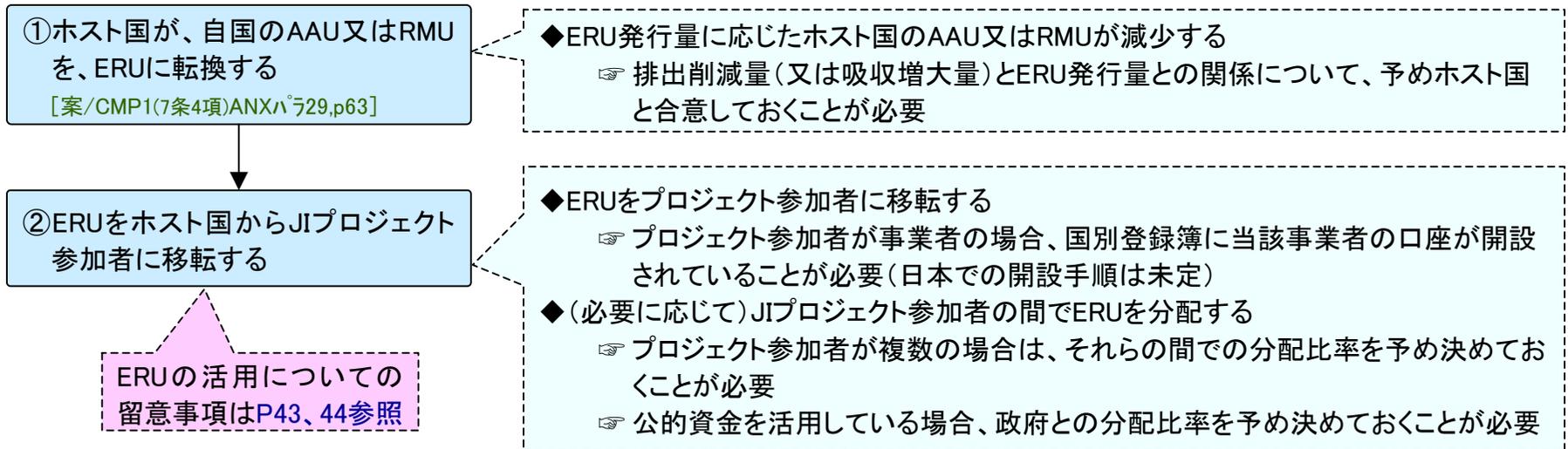
4-4. 【第2トラック】JIプロジェクトの適格性決定の手順



4-5. 【第2トラック】JIプロジェクトの排出削減量の決定の手順



4-6. ERUの発行・移転の手順



参考: 認定独立組織の認定の一時停止・取消による既存のJIプロジェクトへの影響[案/CMP1(6条) ANXハ^ラ43~45,p16]
(認定独立組織の指定停止についてはP33参照)

- ☞ 第2トラックのJIプロジェクトの適格性決定、排出削減量(又は吸収増大量)の決定を実施した認定独立組織が認定の一時停止・取消となっても、既存プロジェクトの決定事項に関して重大な欠陥がない限り、当該プロジェクトに対する影響はない
 - ☞ 「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞ 重大な欠陥があった場合、6条監督委員会が指定する別の認定独立組織が、欠陥の再審査・訂正を実施する
 - ☞ 再審査のための費用は、指定が一時停止・取消された独立組織が負担する
- ☞ 再審査の結果、過剰なERUが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消された独立組織が、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当するAAU又はERUを取得し、ホスト国の取消口座(cancellation account)に入れなければならない
- ☞ 当該認定独立組織の認定の一時停止・取消が既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

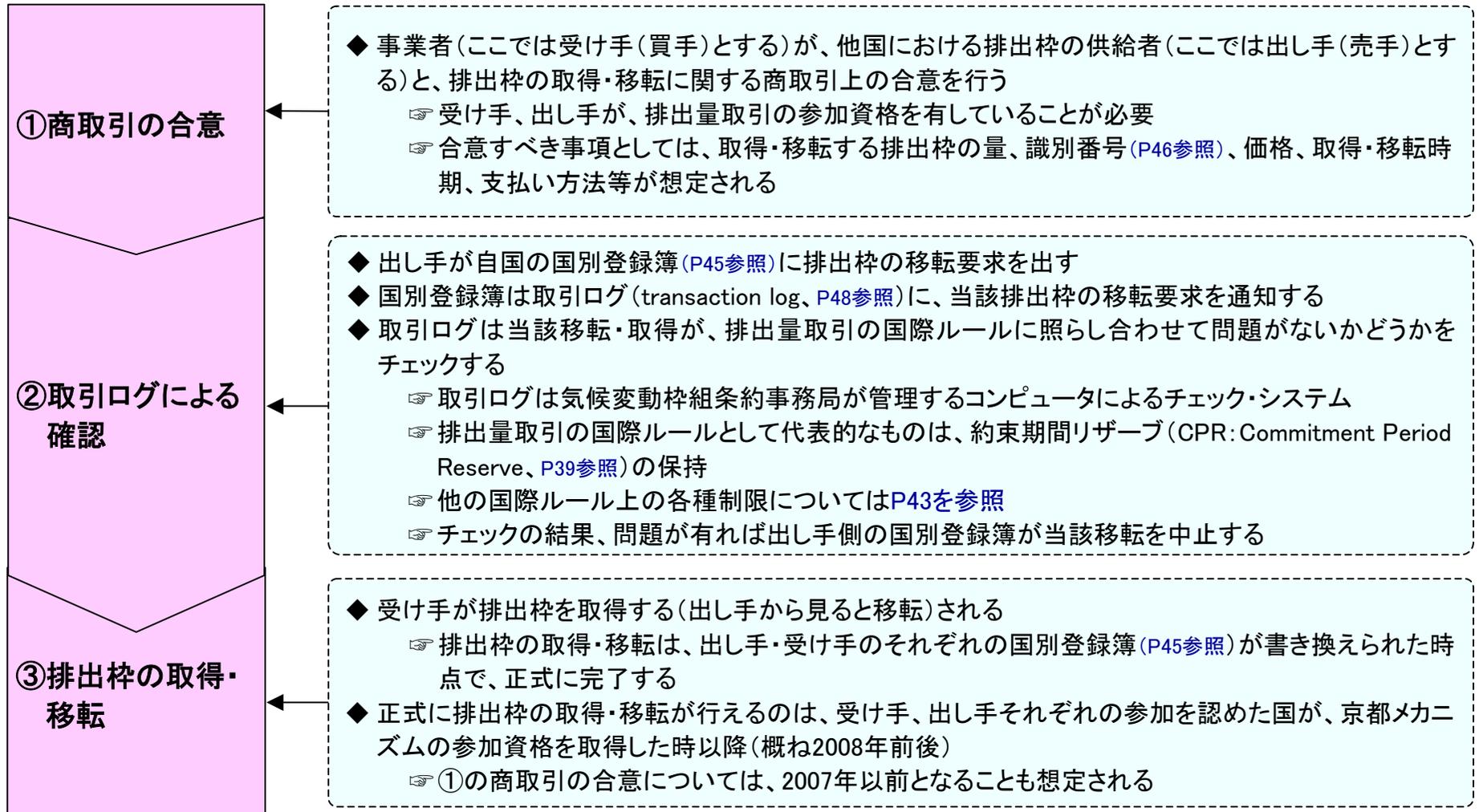
日本がJIプロジェクトのホスト国となる場合

- ◆ JIでは、日本がホスト国となる場合もあり得るが、その場合、「4. 共同実施(JI)の活用」で記載したホスト国の扱いと同ーとなる
 - ☞ 日本が京都メカニズムの参加資格を満たしているかどうかで、第1トラックと第2トラックに分かれる
- ◆ いずれの場合についても、日本における具体的な手続きは未定

5. 排出量取引の活用

5-1. 全体の流れ

排出量取引の手順について、京都議定書やマラケシュ合意で明確に規定されている訳ではないが、事業者が排出量取引を活用して排出枠を取得するまでの手順は、以下のようにになると想定される。



参考: 排出量取引の各種ルールの見直し[決18/CP7 パラ2,p50]

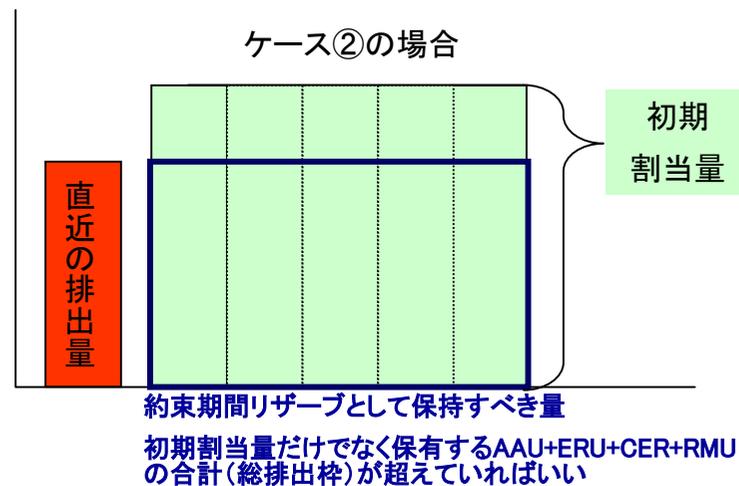
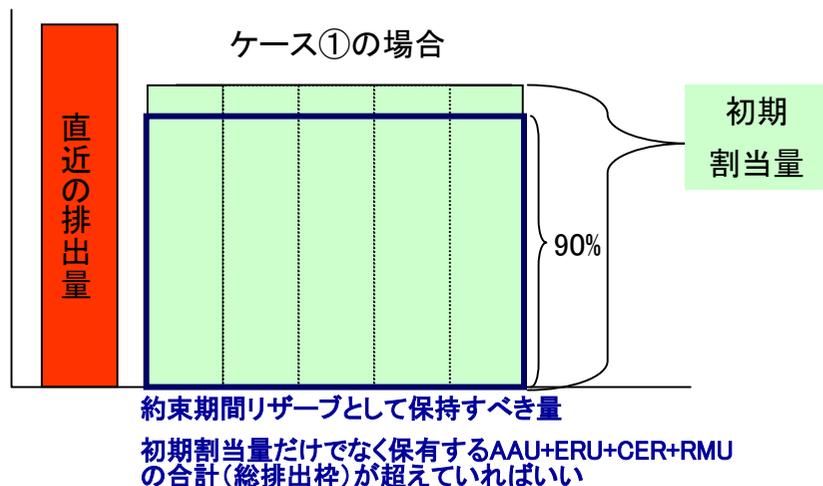
☞ CDMの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく

☞ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う

☞ 見直しは、CDM理事会(P10参照)、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う

5-2. 約束期間リザーブ

- ◆ 約束期間リザーブ(CPR: Commitment Period Reserve)とは、排出量取引において先進国(附属書 I 国)が排出枠を売りすぎて、結果として第1約束期間終了時点で、当該国の温室効果ガス排出量が保有している総排出枠を越えてしまう(数値目標の不遵守)ことを防ぐことを目的としている
- ◆ 排出枠の移転量を制限するために、締約国は、以下のうちいずれか低い量の排出枠(AAU、ERU、CER、RMUの合計)を約束期間リザーブとして常に国別登録簿内に保持することが必要(下図参照) [案/CMP1(17条) ANXハ⁷6⁷,p54]
 - ☞ <ケース①> 初期割当量の90%(日本の場合、[基準年排出量 × 94% × 5年分]の90%)
 - ☞ <ケース②> 直近の報告における国の排出量の5倍
 - ⇒ 日本の場合は、最近の排出量が基準年排出量を上回っているため、ケース①が適用されることが想定される
 - ⇒ ロシア等は、最近の排出量が基準年排出量を下回っているため、ケース②が適用されることが想定される
 - ⇒ ケース②の場合、毎年、排出量が報告されるたびに、約束期間リザーブとして保持すべき排出枠の量は変動することになる
- ◆ ある排出量取引に伴う一定量の排出枠の移転(販売)によって、当該国の約束期間リザーブが保持すべき量を下回る場合、その移転を行うことができない [案/CMP1(17条) ANXハ⁷8,p54]
- ◆ ケース②で排出量報告に伴い約束期間リザーブとして保持すべき排出枠の量が変動し、結果として保有している排出枠が保持すべき量を下回った場合等には、当該国は気候変動枠組条約事務局からの通報を受ける [案/CMP1(17条) ANXハ⁷9,p54]
 - ☞ 当該国は、通報後30日以内に約束期間リザーブを回復することが必要
- ◆ 第2トラックによる共同実施(JI)によるERUの移転については、約束期間リザーブによる移転の制限は適用されない [案/CMP1(6条) ANXハ⁷41,p15] [案/CMP1(17条) ANXハ⁷10,p54]



6. 投資国としての日本のCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

事業者が京都メカニズムを活用しようとする場合、特にCDM/JIプロジェクトについて、日本政府から投資国としての承認を受けるためのプロセスの概要は以下のようになっている。（詳細は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/index.html>参照）

プロジェクト承認の申請者

京都メカニズム活用連絡会（連絡会）

- ☞ 地球温暖化対策推進本部幹事会（幹事会）の下に設置
- ☞ メンバーはCDM/JIに関わりの深い以下の省庁の課長級
 - ◇ 内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省
- ☞ 事務局は、環境省、経済産業省の協力を受けた内閣官房

①プロジェクト設計書(P13参照)を作成(英語)

②日本政府に提出する承認申請書を作成(日本語及び英語)

- ☞ 申請書の様式は、①で作成したプロジェクト設計書の内容を抜粋することで、ほとんどの項目の記入が可能となっている
- ☞ 連絡会(右記参照)構成省庁から、支援を希望する省庁の名称を記入する(記入しなくても可)
- ☞ 申請書の記入項目のうち、非公開を求める部分があれば、その旨記入する

③承認申請書及び必要な添付書類の提出

- ☞ 連絡会構成省庁のいずれかの申請窓口に提出する

④連絡会による承認申請書の受理

- ☞ 申請を受理した省庁は、その写しを全ての連絡会構成省庁に送付する
- ☞ 申請者の意向を踏まえた上で、プロジェクト支援担当省庁を決定する
 - ◇ プロジェクト支援担当省庁は、承認手続きの事務を行うとともに、プロジェクトの開始からクレジットの発行に至るまでの進捗状況の把握及び側面支援を行う
 - ◇ 加えて、外務省は在外公館との連絡、プロジェクト期間におけるホスト国及び関係国際機関等との外交的手続き・交渉等の必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、行う

⑤プロジェクト支援担当省庁による審査

- ☞ プロジェクト支援担当省庁が承認基準に従い審査
 - ◇ 主な承認基準は、京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に反していないかどうか
 - ◇ 指定運営組織やCDM理事会が行うような審査ではない
- ☞ CDMにおいて公的資金が含まれており、申請者が「ODAの流用でない」旨の確認を求めている場合、プロジェクト支援担当省庁が当該資金を拠出した公的機関に対し、それがODAか否か確認する
 - ◇ ODAである場合、外務省に対して、それがODAの流用でないか否かについて確認を求め、その結果を連絡会に報告する

次項へ続く

プロジェクト承認の申請者

京都メカニズム活用連絡会(連絡会)

前項からの続き

⑥連絡会によるプロジェクトの承認又は不承認の決定
 ⇨ プロジェクト支援担当省庁の審査結果を踏まえて決定する
 ⇨ ODAが含まれている場合には、外務省の確認も踏まえる
 ⇨ 連絡会は、個別プロジェクトの承認結果について幹事会に報告する
 ⇨ 幹事会は、推進本部に対して報告する

不承認の場合

承認の場合

プロジェクト支援担当省庁より、申請者に対して、不承認となった理由とともに文書で通知

不承認となった案件でも、不承認となった理由を踏まえて申請書を修正した際には、再度申請することが可能

◆ 承認は可能な限り迅速に行うこととし、今後、実際に行われる承認手続きに要する期間等に鑑みて、標準処理期間を定める
 ◆ 連絡会における報告、協議及び決定については、迅速な対応を図るため、必ずしも会議の開催を要せず、電子メール等による対応を可能とする

⑧承認後の事後報告
 次の事項については、プロジェクト支援担当省庁に対して、関係書類を添えた事後報告が必要
 ⇨ 申請書記入事項の重大な変更があった場合
 ⇨ プロジェクトを中止した場合
 ⇨ ホスト国による承認を受けた場合
 ⇨ 第三者機関によるプロジェクト審査報告書
 ⇨ プロジェクトがJI又はCDMとして認められた場合
 ⇨ クレジットが発行・移転された場合

⑦プロジェクト支援担当省庁による承認レターの交付
 ⇨ レターはプロジェクト支援担当省庁の大臣名による和文と英文による

参考: 国別登録簿(P45参照)の整備
 ⇨ 京都メカニズムの体制整備の一環として、地球温暖化対策推進本部の決定により、経済産業省及び環境省が共同で国別登録簿を整備し、運営管理を行うこととなっている
 ⇨ 両省は、国別登録簿の内容について連絡会に報告する

7. 京都メカニズム活用の際の留意事項

7-1. 京都メカニズムの参加資格

国の参加資格

- ◆ 先進国(附属書 I 国)が京都メカニズムを活用^{*}するためには、以下に挙げる京都メカニズムの参加資格をすべて満たすことが必要 [案/CMP1(6条) ANXハ^o21,p12] [案/CMP1(12条) ANXハ^o31,p32] [案/CMP1(17条) ANXハ^o2,p52]
 - ☞ 京都議定書の締約国であること
 - ☞ 初期割当量を算定し、算定に関する必要な補足情報を提出していること (P49参照)
 - ☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定が行える国内システムを整備していること
 - ☞ 直近の排出量及び吸収量目録(inventory)を毎年提出していること
 - ⇨ うち、第1約束期間については排出量目録について内容審査に合格していること (P49参照)
 - ☞ 国としての排出枠保有量の管理を行うための国別登録簿(national registry、P45参照)を整備していること 他

※ここで「活用する」とは、①排出取引については排出枠の移転・取得を行うことを指す。②CDMについては、取得したCERを国が約束の履行に用いることを指す。CERの発行や取得には特に資格要件はない。③JIIについては、生じたERUを取得することを指す。自国で生じたERUを移転するための資格要件は、京都議定書の締約国であること、初期割当量が算定されていること、国別登録簿を整備していることである。

事業者の参加資格

- ◆ 先進国(附属書 I 国)の事業者によるCDMやJIプロジェクトの実施、CDM登録簿内へのCERの発行(P20参照)・分配は、国が参加資格を有していなくても可能
- ◆ 事業者が京都メカニズムを活用して、排出枠の取得・移転を行うためには以下が必要
 - ☞ 当該事業者に参加の承認を与えている国が、京都メカニズムの参加資格を有していること [案/CMP1(6条) ANXハ^o29,p13] [案/CMP1(12条) ANXハ^o33,p33] [案/CMP1(17条) ANXハ^o5,p53]
 - ☞ 国別登録簿の中に、事業者の保有する排出枠を管理するための“法人用保有口座”(P45参照)が開設されていること
 - ⇨ 具体的な日本の開設手続きは未定
 - ☞ 国が参加資格を取得する前の段階から、CDMやJIプロジェクトの準備は可能
- ◆ 事業者が活用する場合でも、京都議定書の目標達成義務は国にある

参考: 国の参加資格の取得

- ☞ 国は参加資格を満たしていることを気候変動枠組条約の事務局に報告し、報告後16ヶ月後までに、京都議定書のために設立される「遵守委員会・執行部」から問題提起されない限り、参加資格を有することになる
 - ⇨ 16ヶ月以内であっても、執行部が認めれば、参加資格を有することになる
 - ⇨ その後も毎年の排出量目録等に関し遵守委員会執行部が資格を満たしていないと判定しない限りは、資格を有することとなる
- [案/CMP1(6条) ANXハ^o22,p12] [案/CMP1(12条) ANXハ^o32,p33] [案/CMP1(17条) ANXハ^o3,p53]
- ☞ 「遵守委員会・執行部」の委員構成は以下の通り
 - ⇨ 委員は10名(国連方式の5地域代表の5名、附属書 I 国2名、非附属書 I 国2名、島嶼国1名) [決24/CP7 ANX-Vハ^o1,Ad3-p68]
 - ⇨ 国連方式の5地域とは、アジア、中南米・カリブ海、東欧、西欧・北米、アフリカ
 - ⇨ 結果として、10名のうち附属書 I 国から4名、非附属書 I 国から6名となる

参考: 国の参加資格の停止と回復

- ☞ 遵守委員会・執行部が、ある国が京都メカニズムの参加資格を満たさなくなったと判断した場合、当該国は京都メカニズムの活用ができなくなる(当該国に承認されていた事業者も同様) [決24/CP7 ANX-Xハ^o4,Ad3-p76]
- ☞ 参加資格が停止された国は、回復のために必要な措置を講じた上で執行部に対して参加資格の回復申請を行う [決24/CP7 ANX-Xハ^o2,Ad3-p73]
- ☞ 執行部が、引き続き参加資格を満たしていないと判断しない限り、参加資格が回復される(事業者も同様)
- ☞ 参加資格を有している国(及び有していない国)のリストは、条約事務局によって公開される [案/CMP1(6条) ANXハ^o27,p13] [案/CMP1(12条) ANXハ^o34,p33] [案/CMP1(17条) ANXハ^o4, p53]

7-2. 排出枠の取得量・発行业量の上限

排出枠の活用の際には、国際ルール上の各種制限がある。これらの制限は、京都メカニズムを活用しようとする国に対する制限であるが、事業者も間接的に影響を受けることが想定される。

京都メカニズム活用の補足性

- ◆ 京都議定書の数値目標の達成に際して、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的(supplemental)で、国内対策が数値目標の達成のための努力の重要な要素(significant element)でなければならないとされている[決15/CP7前文,p2]
 - ☞ 京都メカニズムの活用(排出枠の取得)が定量的に制限されている訳ではない

吸収源活動CDMによるCERの取得量上限

- ◆ 吸収源活動のCDMプロジェクト(第1約束期間については新規植林・再植林に限定)によるCERについては、基準年排出量の1%×5倍が取得上限
 - [決17/CP7 パラ7(b),p22][案/CMP1(7条4項)ANXパラ31,p63]
 - ☞ 取得上限はネット(総取得量-総移転量)

参考:日本の吸収源活動CERの取得量上限

日本の基準年排出量(P1参照)は12億8523万t(CO₂換算)となっている。したがって、(12億8523万t)×(1%)×(5年)=6426万t-CO₂が、第1約束期間の日本の吸収源活動CER取得の上限となる。

森林経営の吸収源活動JIによるERUの発行业量上限

- ◆ 吸収源活動の中で、森林経営のJIプロジェクトによるERUについては、各国毎に発行业量の上限が決まっている[案/CMP1(LULUCF) ANXパラ11,Ad1-p60]
 - ☞ 具体的には、国内における森林経営によるRMU発行分と、森林経営JIによるERU発行业量の合計値に対して上限がある
- ◆ 新規植林・再植林のJIプロジェクトによるERUについては、発行业量の上限はない

参考:日本の森林経営によるクレジットの発行业量上限

日本の森林経営によるクレジットの発行业量上限は、マラケシュ合意(P2参照)において1300万t(C換算)／年となっている[案/CMP1(LULUCF)ANX APX,Ad1-p63]。したがって、4767万t(CO₂換算)×(5年)=2億3833万t-CO₂が、第1約束期間の日本の森林経営の吸収源活動によるクレジットの発行业量の上限(JIによるものを含む)となる。

7-3. 排出枠の繰り越し制限

排出枠の次期約束期間への繰り越し(carry over)に際しては、国際ルールの各種の制限がある。これらの制限は、京都メカニズムを活用しようとする国に対する制限であるが、事業者も間接的に影響を受けることが想定される。

ERUの繰り越し制限

- ◆ JIプロジェクトで取得したERUについては、初期割当量の2.5%までしか繰り越すことができない
- ◆ RMUから変換されたERUは繰り越すことができない
[案/CMP1(7条4項) ANXハ¹⁶15(a),p61]

CERの繰り越し制限

- ◆ CDMプロジェクトで取得したCERについては、初期割当量の2.5%までしか繰り越すことができない
[案/CMP1(7条4項) ANXハ¹⁶15(b),p61]

RMUの繰り越し制限

- ◆ RMUについては、繰り越すことができない
[案/CMP1(7条4項) ANXハ¹⁶16,p61]

参考：日本のERU、CERの繰り越し上限

日本の初期割当量(P1参照)は57億9600万t(CO₂換算)と算定できる。したがって、(57億9600万t) × (2.5%) = 1億4490万t-CO₂が、第1約束期間の調整期間末における日本のERU及びCERの繰り越し上限となる。

- ◆ AAUには繰り越し制限はない[案/CMP1(7条4項) ANXハ¹⁶15(c),p61]

7-4. 国が不遵守の場合の制限

- ◆ 第1約束期間の調整期間末(P51参照)において、結果として国が京都議定書の不遵守(「総排出量」>「総排出枠」となった場合、その国の承認を得て参加している事業者は、以下のような制限がかかることになる[決24/CP7 ANX-XIVハ¹⁵Ad3-p76]
 - ☞ 国としての排出枠の移転資格が停止される(事業者も同様)ため、海外への排出枠の移転(売却等)ができなくなる
 - ☞ 個別の事業者が余剰の排出枠を持っていたとしても、次期約束期間に繰り越すことができない
- ◆ なお、国が不遵守となった場合、「総排出量」>「総排出枠」の差分(排出超過分)について、1.3倍した量の排出枠が、次期約束期間の排出枠から差し引かれる[決24/CP7 ANX-XVハ¹⁵(a),Ad3-p76]

8. 排出枠の管理方法

※主に京都議定書第7条第4項に関連する事項

8-1. 国別登録簿

◆ 先進国(附属書 I 国) 各国は、排出枠の発行、保有、移転、取得、取消、償却、繰り越し等を正確に実施するため、**国別登録簿**(national registry)を設立、運営することが必要[案/CMP1(7条4項) ANXハ^o17,p61]

☞ 各国は国別登録簿管理者をおいて国別登録簿を運営する[案/CMP1(7条4項) ANXハ^o18,p61]

↳ 複数の国が共同で運営することも可能(ただし国別登録簿自体は厳密に区分されていることが必要)

↳ 日本の国別登録簿の管理者は未定

☞ 国別登録簿は、標準化されCDM登録簿(P47参照)や取引ログ(P48参照)とデータ交換が容易なデータベース[案/CMP1(7条4項) ANXハ^o19,p61]

↳ データベースの構造、様式等についてはCOP8(2002年10月)で決定する予定[決19/CP7 パ^o1,p55]だったが、引き続き検討中

◆ 国別登録簿には排出枠(AAU、ERU、CER、RMU)を管理するため、以下に示すタイプの口座が設けられる[案/CMP1(7条4項) ANXハ^o21,p61]

①(政府用)保有口座

政府(国)の保有する排出枠を入れる口座(holding account)。排出枠を取得した場合にはこの口座に入れ、排出枠を移転、取消、償却する場合にはこの口座から出す。

②(法人用)保有口座

国が承認する事業者等の保有する排出枠を入れる口座(holding account)。排出枠を取得した場合にはこの口座に入れ、排出枠を移転、取消、償却する場合にはこの口座から出す。

③(吸収源活動関連)取消口座

国内の吸収源活動が、結果的に排出となった場合(P53参照)、排出分に見合う排出枠を取り消すための口座(cancellation account)

④(不遵守関連)取消口座

前期約束期間において国が不遵守だった場合、排出超過分の1.3倍の排出枠を取り消すための口座(cancellation account)

⑤(その他関連)取消口座

③④以外の理由(自主的な取消等)によって排出枠を取り消すための口座(cancellation account)

⑥償却口座

数値目標の達成のために用いる排出枠を入れるための口座(retirement account)。第1約束期間の調整期間末(P51参照)において、総排出量に見合う排出枠が償却口座に入っていることが必要。

[案/CMP1 ANXハ^o14, p60]

☞ ①②③⑤については、それぞれ、複数の口座が設けられることもある

☞ ③④⑤⑥については、各約束期間ごとに設けることが必要

☞ 口座が識別できるよう、全ての口座に国コード、口座番号が付される[案/CMP1(7条4項)ANXハ^o22,p62]

◆ 取消口座に入れられた排出枠は、数値目標の達成に用いたり、移転、次期約束期間への繰り越しは不可[案/CMP1(7条4項)ANXハ^o35,p64]

◆ 償却口座に入れられた排出枠は、移転、次期約束期間への繰り越しはできない[案/CMP1(7条4項)ANXハ^o35,p64]

排出枠の識別番号(serial number) ※以下はイメージ

- ◆ 排出枠にはそれぞれを区別できるよう、1t-CO₂毎に識別番号が付される
- ◆ AAUには、それぞれ以下のような識別番号が付される[案/CMP1(7条4項)ANXハ^ラ24,p62]

約束期間 番号	発行国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号
01	JP	AAU	0000000001

- ◆ RMUには、それぞれ以下のような識別番号が付される[案/CMP1(7条4項)ANXハ^ラ27,p63]

約束期間 番号	発行国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号	吸収源活動 タイプ
01	JP	RMU	0000000001	AF

☞ 吸収源活動には新規植林(afforestation)、再植林(reforestation)、森林経営(forest management)等の区分がある(P52参照)

- ◆ ERUには、それぞれ以下のような識別番号が付される[案/CMP1(7条4項)ANXハ^ラ29,p63]

約束期間 番号	発行国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号	プロジェクト 特定番号
01	RU	ERU	0000000001	001

☞ どのAAU、RMU(吸収源活動の定義含む)が転換されたかわかるようにしておくことが必要

- ◆ CERには、それぞれ以下のような識別番号が付される[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ^ラ7, p48]

約束期間 番号	ホスト国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号	プロジェクト 特定番号
01	CN	CER	0000000001	001

- ◆ それぞれの排出枠は、各国別登録簿内の一つの口座(P45参照)のみに存在し、複数の口座に存在することはない[案/CMP1(7条4項) ANXハ^ラ20,p61]

国別登録簿による情報公開

国別登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する
[案/CMP1(7条4項) ANXハ^ラ44~48, p67]

☞ 事業者等の保有する口座についても情報公開の対象

- ◆ 口座に関する情報

☞ 口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等

- ◆ 排出枠の総量に関する情報

☞ 発行、保有、取得、移転(移転先情報含む)、取消(理由別)、償却、繰り越しのそれぞれ総量等

- ◆ 口座別の排出枠保有状況

☞ 各口座別の年初及び現在の排出枠の保有量

- ◆ JIプロジェクトに関する情報

☞ プロジェクト名、場所、ERU発行年、公開すべき報告書(P35、36参照)

- ◆ 国によって京都メカニズムへの参加の承認を得ている法人リスト

8-2. CDM登録簿

◆ CDMプロジェクトによるCERの、発行、保有、移転、途上国(非附属書 I 国)による取得等を正確に実施するため、CDM登録簿(clean development mechanism registry)を設立、運営する[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ¹2, p47]

- ☞ CDM登録簿は、CDM理事会(P10参照)が設立する
- ☞ CDM登録簿は、CDM理事会の管理の下で、CDM登録簿管理者(CDM registry administrator)が運営する
- ☞ CDM登録簿は、標準化され、国別登録簿や取引ログ(P48参照)とデータ交換が容易な電子データベース
 - ☞ データベースの構造、様式等についてはCOP8(2002年10月)で決定する予定[決19/CP7ハ¹1,p55]だったが、引き続き検討中

◆ CDM登録簿はCERの発行、保有、取消等を行うため、以下に示すタイプの口座が設けられる[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ³, p47]

①(CDM理事会用)保留口座

発行されたCER(P21参照)を最初に入れる口座(pending account)。CERは、この口座から国別登録簿等に移転される。

②(非附属書 I 国用)保有口座

CDMプロジェクトのホスト国、又は口座開設を希望する非附属書 I 国の保有するCERを入れる口座(holding account)

③取消口座

過剰なCERが発行されていたことが判明した場合に、過剰発行分に相当する排出枠を入れて、取り消す(P21参照)ための口座(cancellation account)

④(収益の配分用)口座

発行されたCERのうち、収益の一部(share of proceeds、P21参照)として差し引かれるCERを入れるための専用口座

- ☞ ②③④については、それぞれ、複数の口座が設けられることがある
- ☞ 各口座には、国(ISO3166の二桁記号) / 組織識別コード、及び口座を特定するための識別番号が付される[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ⁵75, p47]

◆ 取消口座に入れられた排出枠は、数値目標の達成に用いたり、移転することはできない

◆ それぞれのCERは識別番号(P46参照)が付され、CDM登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ⁴74, p47]

CDM登録簿による情報公開

CDM登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ⁹79~12, p48]

◆ 口座に関する情報

- ☞ 口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等

◆ CER等の総量に関する情報

- ☞ 発行、移転(移転先情報含む)されたCERの総量、取り消された排出枠の総量等

◆ 口座別のCER保有状況

- ☞ 各口座別の年初及び現在のCERの保有量

◆ CDMプロジェクトに関する情報

- ☞ プロジェクト名、場所、CER発行年、関与した運営組織名、公開すべき報告書(P19、20参照)の電子ファイル

8-3. 取引ログ

- ◆ 気候変動枠組条約事務局は、排出枠(AAU、ERU、CER、RMU)の発行、登録簿間での取得・移転、取消、償却、繰り越し等をチェックし有効性を検証するため、取引ログ(transaction log)を設立、運営する[案/CMP1(7条4項) ANXハ⁵38, p65]

- ☞ 取引ログは、国別登録簿(P45参照)やCDM登録簿(P47参照)とデータ交換が容易なシステム
 - ☞ システムの技術基準等についてはCOP9(2003年12月)前までの決定を目指す[決24/CP8 パ⁵3]
 - ☞ 取引ログは、COP10までの設立を目指す[決24/CP8 パ⁵3]

- ◆ 取引ログでは、以下のようなチェックを行う[案/CMP1(7条4項) ANXハ⁵42, p65]

① 排出枠に関する全ての処理(発行、登録簿間での取得・移転、取消、償却、繰り越し等)に対するチェック

- ☞ 既に償却・取消された排出枠でないかどうか、2つ以上の登録簿に登録されていないかどうか、過去に不整合が指摘され、まだ解決されていない排出枠でないかどうか
- ☞ 不適切に繰り越されていないか、不適切に発行されていないか
- ☞ 事業者等の場合、参加が承認(P42参照)されているかどうか

② 登録簿間の移転に対するチェック

- ☞ 京都メカニズムに対する国の参加資格が満たされているかどうか(P42参照)
- ☞ 排出枠の供給国(移転国)の約束期間リザーブが保持されているかどうか(P39参照)

③ 吸収源活動CDMによるCERの取得に対するチェック

- ☞ CERの取得上限(P43参照)を超えていないか

④ CERの償却に対するチェック

- ☞ 当該国が京都メカニズムの参加資格を有しているか(数値目標の達成にCERを活用できるかどうか)

- ◆ 排出枠の処理を行おうとする登録簿は、取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に対し、その内容を通知する[案/CMP1(7条4項) ANXハ⁵41, p65]

- ☞ 取引ログは自動的なチェックを行い、問題がなければその旨を国別登録簿(移転の場合はその受け手を含む)に通知する[案/CMP1(7条4項) ANXハ⁵43(c), p66]

- ◆ 排出枠の処理が完了した時点で、登録簿(移転の場合はその受け手を含む)から取引ログに通知する

- ☞ 移転の場合は、出し手と受け手がお互いに相手の国別登録簿に対し通知を行う

- ◆ 取引ログは全ての処理と処理完了日時を公開する[案/CMP1(7条4項) ANXハ⁵43(d), p66]

参考：取引ログの自動チェックによって問題があるとされた場合

- ☞ 排出枠の処理を行おうとする登録簿は処理を停止し、取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に通知する。当該問題は気候変動枠組条約事務局に回付され、京都議定書第8条に基づく検討の対象となる。
- ☞ 問題があるとされたにもかかわらず処理されてしまった場合、その処理に基づく排出枠は必要な修正が終わるまで数値目標の達成に活用することができない
 - ☞ その排出枠の処理に関係した国が30日以内に必要な修正を行う事が必要

8-4. 排出枠の発行、取得・移転、償却、繰り越しの流れ

(1) AAUの発行

①初期割当量算定のための報告書の提出

◆当該国が、排出量(及び初期割当量)の算定を行える能力があることを示すために、2部構成の報告書を気候変動枠組条約事務局に提出する[案/CMP1(7条4項) ANXハ^ラ76,p58]

☞ 2007年初、又は京都議定書が当該国に対して効力を生じてから1年後のどちらか遅い時点まで[案/CMP1(7条4項) ANXハ^ラ72,p56]

報告書第一部[案/CMP1(7条4項) ANXハ^ラ77,p58]

- ☞ 基準年(1990年又はそれ以外の認められている年)から入手可能な直近年までの、完全な排出量及び吸収量目録(インベントリー)
- ☞ HFCs、PFCs、SF₆について選択した基準年
- ☞ 京都議定書第4条に基づいて、複数の国が共同で目標を達成することに合意した場合の内容
- ☞ 排出量及び吸収量目録に基づいて計算された初期割当量

報告書第二部[案/CMP1(7条4項) ANXハ^ラ78,p58]

- ☞ 約束期間リザーブ(P39参照)の計算
- ☞ 吸収源活動に関する計算に用いる樹木の高さ等の最低値(P52参照)、これまで国際機関に報告してきた値との一貫性についての説明
- ☞ 3条4項の吸収源活動として選択した対象(P52参照)、対象地の特定方法
- ☞ 吸収源活動からの吸収増大量を毎年算定するか、約束期間全体でまとめて算定するかの特定
- ☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収量の推計のための国内制度についての説明
- ☞ 国別登録簿に関する説明

②専門家による内容審査

◆京都議定書第8条に基づいて専門家が内容審査を行い、問題がなければAAUを発行できる

排出量目録の内容審査は、京都メカニズムの参加資格の一つ(P42参照)

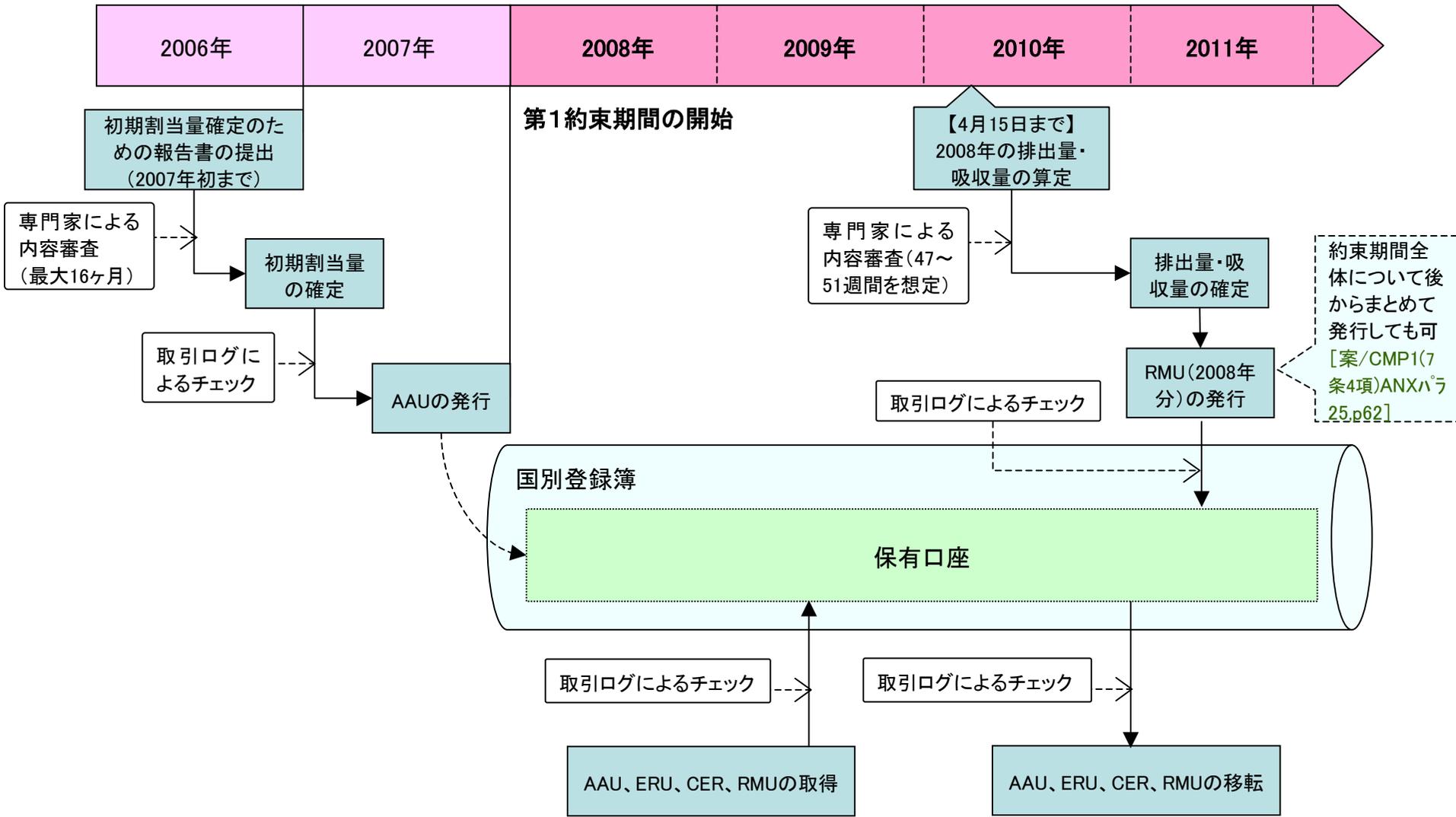
☞ 第1約束期間については、吸収量目録の内容審査は参加資格としない

③AAUの発行

◆国別登録簿の保有口座に発行する
☞ あらゆる取引を開始する前に完了すること

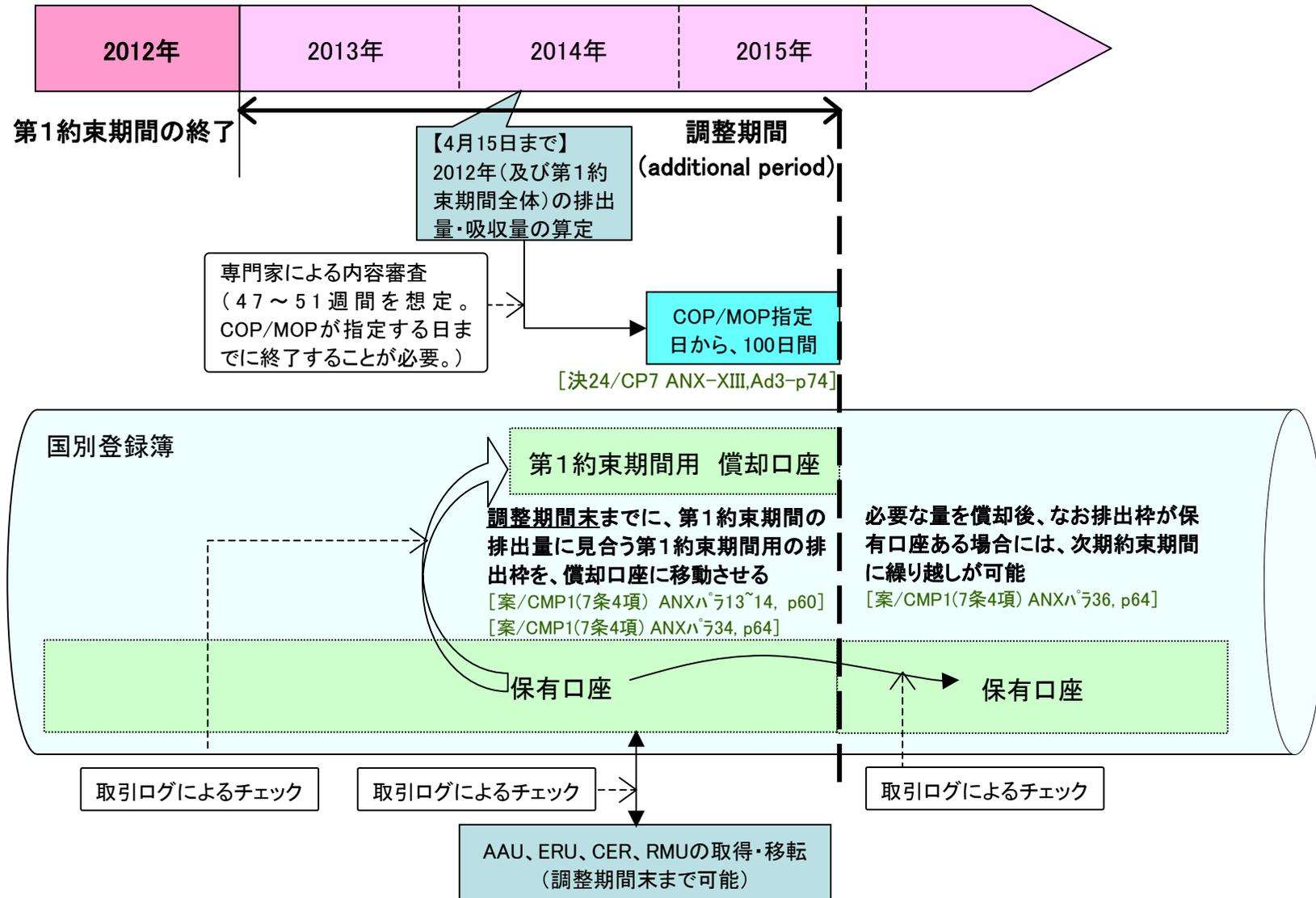
8-4. 排出枠の発行、取得・移転、償却、繰り越しの流れ

(2) 排出枠の発行、取得・移転の流れ



8-4. 排出枠の発行、取得・移転、償却、繰り越しの流れ

(3) 排出枠の償却、繰り越しの流れ



8-5. 【参考】吸収量の計上方法

吸収源活動の定義

◆吸収源活動には京都議定書3条3項に基づく森林関連の活動と、3条4項に基づく追加的吸収源活動がある[案/CMP1(LULUCF) ANXハ^ラ 1,Ad1-p58]

☞ 3条3項の活動及び第1約束期間における3条4項の活動については、いずれも1990年以降の活動、行為が行われた土地が対象

3条3項

☞ 森林の定義は、面積が0.05～1.0ヘクタール以上、かつ樹冠率がその10～30%以上を占める土地。その樹木は成熟した場合、2～5m以上の高さに成長するものだけとする。

新規植林(afforestation)

☞ 少なくとも50年間は森林でなかった土地を、直接人為的に森林に転換すること

再植林(reforestation)

☞ 過去には森林であったが、1989年末の時点で森林でなかった土地を、直接人為的に森林に再転換すること

森林減少(deforestation)

☞ 森林である土地を、直接人為的に非森林の土地に転換すること

森林経営(forest management)

☞ 森林の関連する生態的(生物多様性を含む)、経済的、社会的機能を持続可能な方法で満たすことを目指した、森林である土地の経営と利用に関する一連の行為

農地管理(cropland management)

☞ 農作物が生育する土地、及び農作物の生産のために確保されている、又は一時的に農作物の生産に利用されていない土地における一連の行為

放牧地管理(grazing land management)

☞ 植物や家畜生産の量と種類を管理する一連の行為

植生回復(revegetation)

☞ 最小面積0.05ヘクタールであり、かつ新規植林・再植林の定義にあてはまらない植生を構築することを通じて現場での炭素ストックを増加させるための直接的人為的活動

3条4項

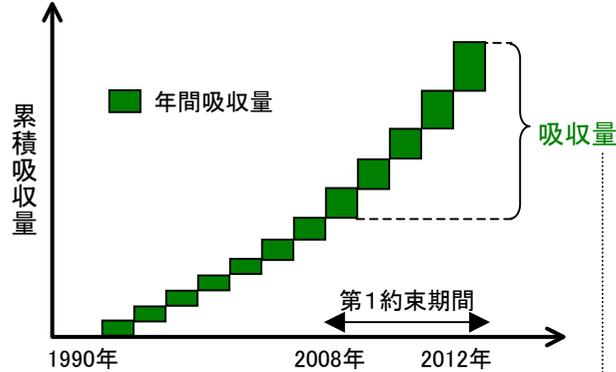
☞ 各国は右の活動の中から、3条4項に基づく吸収源活動として計上するものを選択できる[案/CMP1(LULUCF) ANXハ^ラ6,Ad1-p59]

☞ 各活動によって吸収量の計上方法が異なる(P53、54参照)

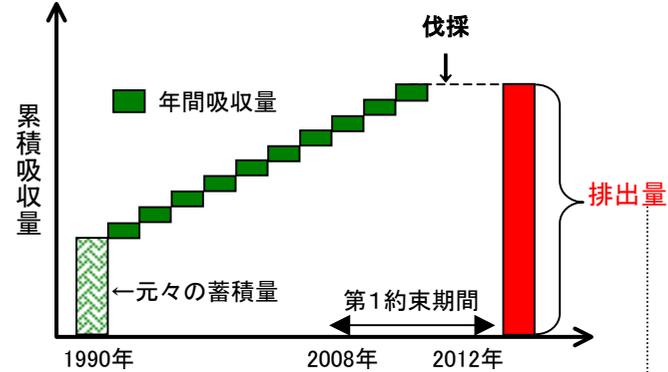
吸収量の計上方法(3条3項、3条4項の森林経営)

- ◆1990年以降に新規植林・再植林、又は森林減少(3条3項)の活動が行われた土地について、第1約束期間中の吸収量から排出量(伐採の場合)を差し引いた量を吸収量としてカウントできる[案/CMP1(LULUCF) ANXパラ17,Ad1-p61]
 - ◆上記が排出となる場合でも、3条4項の森林経営による吸収量を用いて、年間900万t-Cまで相殺できる[案/CMP1(LULUCF) ANXパラ10,Ad1-p60]
 - ◆3条4項の森林経営については、1990年以降に人為的活動が行われた土地を対象として、その土地における吸収量を計上できる。なお計上できる量は各国毎に上限が決まっている[案/CMP1(7条4項)ANXパラ28,p63] [案/CMP1(LULUCF) ANXパラ11,Ad1-p60]
- ☞ 上限はJIプロジェクトによるERU発行分含み、3条3項の排出分を相殺した後に適用される

新規植林・再植林(3条3項)における吸収量の考え方



森林減少(3条3項)における排出量の考え方



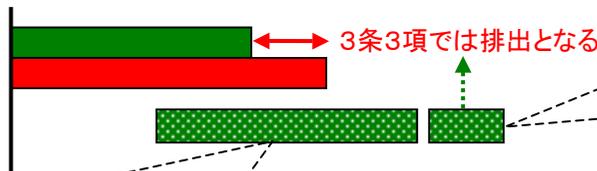
第1約束期間において新規植林・再植林・森林減少(3条3項)が純吸収の場合

新規植林・再植林(3条3項)吸収量
森林減少(3条3項)排出量



第1約束期間において新規植林・再植林・森林減少(3条3項)が純排出の場合

新規植林・再植林(3条3項)吸収量
森林減少(3条3項)排出量
森林経営(3条4項)吸収量



3条3項で排出となった分については、森林経営(3条4項)による吸収量により相殺できる
☞ただし相殺できるのは900万t-C(3300t-CO₂)/年が上限

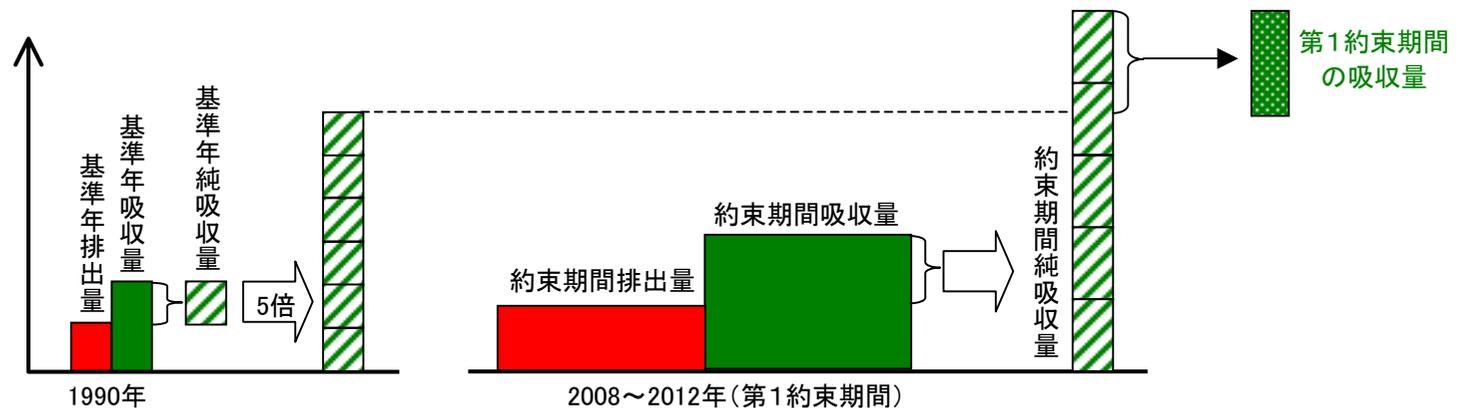
森林経営(3条4項)による吸収量は各国毎に上限が決まっている(日本の上限についてはP43参照)
☞3条3項で排出となった分を相殺した量を除く
☞森林経営JIプロジェクトによるERU発行分を含む

吸収量の計上方法(3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復) [案/CMP1(LULUCF) ANXパナ9,Ad1-p59]

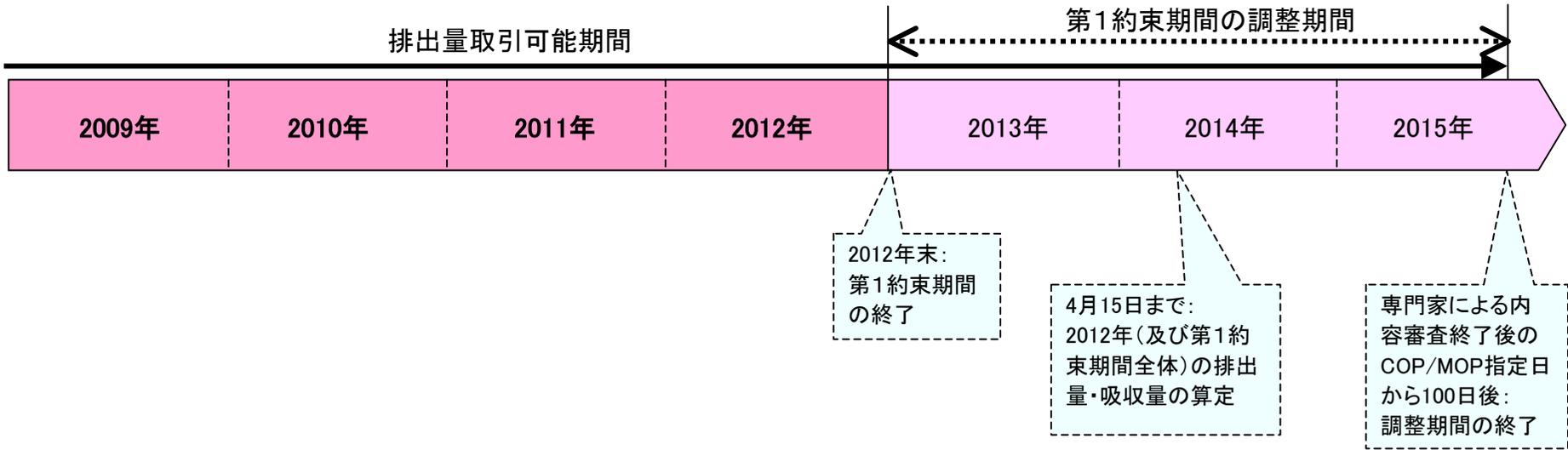
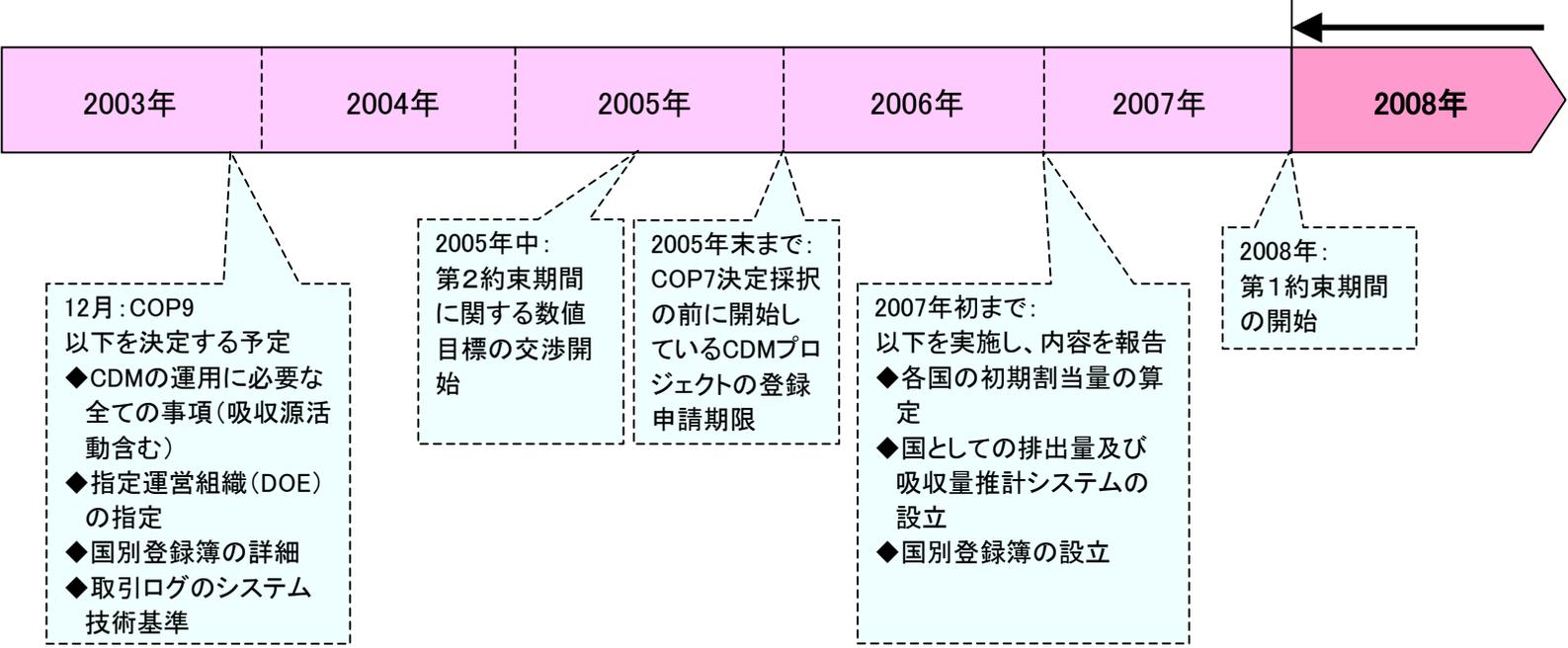
- ◆対象となる活動の、基準年における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を5倍する①
 - ◆対象となる活動の、第1約束期間中における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を計上する②
 - ◆①と②を比べて、②の方が多ければ、その分が第1約束期間の吸収量として計上する
- ☞ ネット・ネット方式と言われる

①基準年における純吸収量を算定し5倍

②第1約束期間における純吸収量を算定



9. 京都メカニズムに関する今後の予定



10. 用語

略語	正式名称	日本語訳
AAU	Assigned Amount Unit	割当量単位(初期割当量の一部)
ARD	Afforestation, Reforestation and Deforestation	新規植林、再植林、森林を減少させること
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム(低排出型の開発の制度)
CER	Certified Emission Reduction	認証された排出削減量(CDMの実施によって生じた排出削減量に基づくクレジット)
COP	Conference of the Parties	(気候変動枠組条約の)締約国会議
COP/MOP	the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol	京都議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議
DNA	Designated National Authority	指定国家機関
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織
EB	Executive Board	(CDM)理事会
ERU	Emission Reduction Unit	排出削減単位(JIの実施によって生じた排出削減量に基づくクレジット)
JI	Joint Implementation	共同実施
LULUCF	Land Use, Land Use Change and Forestry	土地利用・土地利用変化・林業
RMU	Removal Unit	除去単位(吸収源活動に基づくクレジット)
SSC	Small Scale CDM	小規模CDM

文書名の略称と正式名

本資料内略称例 []内	対応する正式文書名
決10/CP7 前文	Decision 10/CP.7 前文
決10/CP7 パラ1	Decision 10/CP.7 パラ1
案/CMP1(〇〇) パラ1	Draft decision -/CMP.1(〇〇)パラ1
案/CMP1(〇〇) ANXパラ1	Draft decision -/CMP.1(〇〇) ANNEX パラ1
案/CMP1(〇〇) APX-Aパラ1	Draft decision -/CMP.1(〇〇) APPENDIX A パラ1
EB7報告	Executive Board of the CDM, 7th meeting report
<p>複数パラに渡る場合は「~」で範囲を示している。 ANXはAnnex、APXはAppendix、ATTはAttachmentの略。同様に、ANX-1はAnnex 1、 APX-AはAppendix A、ATT-AはAttachment Aの略。</p>	

【ページ番号について】
 p20といった場合は、「FCCC/CP/2001/13/Add.2の20ページ」を示す。Add.2以外の場合（例えばAdd.3の30ページ）は、Ad3-p30と記述している。
 なお、ページ番号を付けているのは「FCCC/CP/2001/13/Add.1~4(マラケシュ・アコードの正式文書)」のみである。



環境省地球環境局地球温暖化対策課（国際対策室）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5521-8330(直通) FAX:03-3580-1382

URL:<http://www.env.go.jp/>

京都メカニズムコーナー

(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/index.html>)